ISSN　2186-0483

2013

九州共立大学研究紀要

第4巻　第1号

原著論文

古市　勝也，ブストス・ナサリオ
社会教育施設の新しい役割と機能に関する一考察
―教育基本法改正以後を中心に―　……（1）

藤原　朝洋，富永　ちはる，押味　京子
大学における休退学の現状・対策・課題の検討
―37大学の現状と取組―　……（11）

水戸　康夫，進本　眞文，八島　雄士，権　純珍
「せっかち」の程度と自習時期の選択　……（19）

張　冬梅
上海工商外国語職業学院における実践的な日本語授業の準備
―グループでの授業設計を中心に―　……（31）

実践的研究

有村　安生
地域連携型教育について　―　ゼミの活動を通して（2）　……（37）

各種報告

得居　雅人
ＸＸＸⅡ World Congress of Sports Medicine　参加報告　……（45）

九州共立大学
KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[原著論文]

社会教育施設の新しい役割と機能に関する一考察
―教育基本法改正以後を中心に―

古市　勝也[1)]，ブストス・ナサリオ[2)]

要　旨

社会教育施設の新しい役割と機能について，平成18年の「教育基本法」の全部改正以降の法的根拠，答申等を踏まえて考察した．その結果，社会教育施設は，地域住民の学習，地域づくり，まちづくり，人づくりの拠点であり，子どもから高齢者まで集う施設である．多様な地域問題の解決のため，関係者・機関･団体等との連携の中核施設であることが明らかになった．

キーワード：新しい役割・機能，人材育成，拠点施設

ON THE NEW ROLES AND FUNCTIONS OF SOCIAL EDUCATION INSTITUTIONS：
Centered on a discussion of the New Fundamental Law of Education

Katsuya FURUICHI[1)]，Nazario BUSTOS[2)]

Abstract

We discuss the new roles and functions of the Social Education Institutions, produced by the full revision of the Japanese Fundamental Law of Education. We found that these institutions are now not only the centre for learning activities of all (including children and senior citizens), but also of the activities for the development of the region and the communities. They also function as centre for the liaison between multiple institutions and groups to discuss and solve the multiple problems of the communities.

KEY WORDS：New roles and functions, learning activities, central institutions.

1）九州共立大学スポーツ学部
2）桜花学園大学保育学部

1）Department of Sports Science Kyushu Kyoritsu University
2）Faculty Of Early Childhood Care And Education Ohka Gakuen University

1．緒論

～今，なぜ社会教育施設か，
社会教育施設を取り巻く現状～

社会教育施設（公民館，図書館，博物館等）の役割と機能については，その歴史的経緯を追って語られる研究等が多い．筆者も大学の授業や地方公共団体への講演等で歴史的経緯を踏まえて語ってきた．しかし，この度（平成25年1月25日），国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「国社研」という）主催の「社会教育主事講習〔B〕」で「社会教育施設の役割と機能」のテーマで講義を依頼され，いざ講義資料作成に取り掛かる時にふと思った．「待てよ，今回の受講生たちは社会教育主事の資格を取得して，これから社会教育主事としての仕事する人たちである」・「今，社会教育を取巻く現状はどうなっているのか」・「そのような中で，社会教育主事に何が求められるようになってきているのか」を捉えて話す必要があると考えた．特に，「社会教育施設に求められている新しい役割･機能は何かについて焦点化した講義にしなければならない」との想いが強くなったのである．

当然，大学の「社会教育施設論」で行う歴史的経緯を踏まえた「社会教育施設の役割と機能」も大事である．しかし，新しく社会教育主事の仕事をスタートさせようとする受講生には，教育基本法（平成18年改正）以後の新しい役割と機能を浮き彫りにして話す方が役立つだろうと思ったのである．

今，社会教育施設が揺れている．その大きな要因は以下の3つと考えられる．1つは，教育委員会管轄（以下「教委管轄」）はもとより，首長部局，民間を含め多様な教育施設ができてきたことである．これらの施設とどのように関わったらいいのかが課題である．2つには，教委管轄の社会教育施設が一般部局化されていることである．3つには，公的施設の管理・運営が指定管理者制度等によって外部化されてきていること等である．

（1）多様な施設の中での社会教育施設の役割

まず，社会教育主事は，地域には教委管轄の施設だけでなく多様な施設が存在していることを認識する必要がある．生涯学習社会の実現に向けて，このような首長部局，民間の「社会教育的な」「生涯学習的な」･「生活支援的な」施設と効果的な関係性を持つためには，公の社会教育施設にどのような役割・機能が求められるかが課題である．

（2）社会教育施設の一般部局化

今，文化・スポーツ・生涯学習行政が一般部局化している．博物館，体育館，市民センター等が教委管轄から首長部局の管轄になっているところが多くなっている．

例えば佐賀県では，平成24年４月から，知事部局に文化・スポーツ部が新設され，社会教育行政は知事部局文化・スポーツ部の「まなび課」に移管した．その際，佐賀県知事は「学びの場は社会全体になり，公民館や教育委員会だけでなくなった．学習者主体の学びの場の実現が求められる．知事部局で一元化して実施する．図書館，博物館，美術館も広く来館者を求め，楽しむ要素，お客様を引っ張ってくる観光の要素も出てきた．時代の変化に対応し，充実強化を図るため知事部局に移管した．」[1] と答弁している．

一部の市民は「社会教育部門を知事部局に移した組織改編は明らかに法律問題ではないか」[2] と疑問を呈している．これに対して，佐賀県職員課は「法律違反とご指摘のことは，社会教育法に基づき教育委員会が所管している事務の一部を知事部局に委任等を行ったことに関することか・・」としながら「このことに関しては，地方自治法第180条の7で，教育委員会の事務の一部を知事部局の職員に対して委任等ができると規定されており，今回のような委任等ができることは，同法を所管する総務省にも確認した」[3] と答えている．

このような傾向は「地方分権一括法」[4] 以降顕著になってきており，今後の議論が待たれるところである[5]．

（3）社会教育施設の「指定管理者制度」導入

指定管理者制度を導入する社会教育関連施設が多くなった．なぜ，指定管理者制度導入かを見ていくと，「地方分権推進法」に行き着く．平成７年に「地方分権推進法」が制定され，地方分権・規制緩和を推進するため法制面の整備がなされるようになったのである．

地方分権の基本理念は以下の通りである．

> 地方分権推進法　第２条（地方分権の推進に関する基本理念）
> 地方分権の推進は，国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ，各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし，地方公共団体の自主性及び自立性を高め，個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする．

その後，平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括法」という）が施行（平成11年制定）されている．

この「地方分権一括法」により，青年学級振興法が廃止され，社会教育法，図書館法，博物館法，スポーツ振興法の一部が改正されている．さらに，平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され，平成15年に「公民館の設置及び運営に関する基準」と「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正・告示されている．

さらに，平成15年に「地方自治法の一部を改正する法律」が制定され，施設の管理を代行する指定管理者制度が創設されている．その結果，公の施設の管理を地方公共団体の出資法人，公共団体，公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され，法人やその他の団体の中から，地方公共団体の議会の議決を経て指定された団体が，施設の管理を代行できるようになったのである[6]．

このメリットは，競争原理による公的資金の負担軽減につながるとともに，施設の経営に民間活力を導入することであり，民間の経営のノウハウを活用することが可能になったことである．さらに大事なことは，公共施設の管理の代行であり，住民サービスの向上が期待されており，サービスの量・質を落としてはならないことである．

2．社会教育施設とは

（1）文部科学省（旧「文部省」）答申

ここで改めて「社会教育施設」について，国の答申を見てみたい．昭和46年社会教育審議会答申によると，一般的に，社会教育施設とは，社会教育行政の管轄下にある施設である．公民館，図書館，博物館，青少年教育施設（青年の家，少年自然の家等），総合社会教育施設（社会教育総合センター等），視聴覚センター，女性教育施設（女性センター，婦人教育会館等）等が挙げられる．

これを設置目的から見ると，もっぱら社会教育活動を目的とする施設である，公民館，図書館，博物館，体育館，青年の家等を社会教育施設という．一方，社会教育のために設けられたものではないが，社会教育の推進に事実上役立つ施設：学校教育施設，厚生施設，職業訓練施設，農業研修施設，教養娯楽施設等を社会教育関連施設と言っている[7]．

また，社会教育関係施設として，社会教育行政以外の管轄にある施設でも，人々の学習活動を支援し，学習情報・知識を提供したりする施設を社会教育関係施設（又は社会教育関連施設）と呼ぶことが多い．

以下，考察の対象となる施設例である．

ア　社会教育施設：公民館，図書館，博物館，美術館，歴史資料館，青年の家，少年自然の家，女性教育会館，祖聴覚センター，視聴覚ライブラリー，青少年センター，市町村民センター，社会教育総合センター　等

イ　文化施設：文化会館，文化センター，公会堂，記念館　等

ウ　社会体育施設：体育館，クラブセミナーハウス，広域スポーツセンター，陸上競技場，運動場，球技場，武道館（柔道・剣道場），相撲場，プール，ランニングコース，ウォーキングコース，スキー場，総合施設　等

エ　福祉施設：児童館，児童文化センター，子育て支援センター，母子保健センター，老人福祉センター，老人憩いの家，福祉会館，隣保館，保養センター，保養所，健康管理センター，高齢者大学校，福祉ボランティアセンター等

オ　農林漁業関係施設：農協会館，農村研修館，農村婦人の家，生活改善センター，林業研修所，林業センター，水産会館，漁業会館，漁業センター，農林会館，農林・水産・林業・漁業試験場　等

カ　商工労働関係施設：勤労青少年センター，働く婦人の家，勤労センター，商工会館，観光センター，消費生活センター，勤労福祉会館，総合施設　等

（2）社会教育施設の設置等に関する法的根拠

以下，下線は筆者が読みやすくするため加筆した．

ア　地方自治法

「地方自治法」は，第244条1項で「普通地方公共団体は，住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを<u>公の施設</u>という．）を設けるものとする」[8]としている．「公の施設」の設置の根拠となる．

イ　地方教育行政の組織及び運営に関する法律

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は，第30条で「地方公共団体は，法律で定めるところにより，学校，図書館，博物館，公民館その他の<u>教育機関</u>を設置するほか，条例で，教育に関する専門的，技術的事項の研究又は教育関係職員の研修，保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」[9]としている．「教育機関」の設置を謳っている．

ウ　社会教育法

「社会教育法」[10]では，社会教育施設の設置及び

運営等が次のように謳われるとともに，図書館及び博物館は，社会教育のための機関（第9条）と位置づけられている．

第3条　国及び地方公共団体は，この法律及び他の法令の定めるところにより，社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営，・（中略）・環境を醸成するように努めなければならない．

第5条４　所管に属する図書館，博物館，青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること．

第6条３　社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること．

第9条　図書館及び博物館は，社会教育のための機関とする．

３．社会教育施設に求められる新しい役割と機能とは何か

－法的根拠・答申等から見る―

社会教育施設にどのような役割・機能が求められているか考察したい．

その新しい役割と機能については，教育基本法第３条（生涯学習の理念）の規定を踏まえた，教育振興基本計画にある．すなわち社会教育は「だれもが生涯を通じて学び，自己の内面を磨くとともに，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し，情報通信技術も活用しつつ，必要な環境を整備する」[11] としている．その中で，役割・機能として「特に，個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館，公民館等の地域の社会教育施設の活用や，社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す」ことである．さらに，「公民館をはじめとする社会教育施設について，地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点，さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す」としているのである．

以下，教育基本法改正以降を中心に社会教育施設の新しい役割と機能等について浮き彫りにしてみたい．

（１）教育基本法（2006（平成18）年12月改正）

（教育の目標）
第２条 -3　正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと
（生涯学習の理念）
第３条　国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない．
（社会教育）
第１２条　個人の要望や社会の要請にこたえ，社会において行われる教育は，国及び地方公共団体によって奨励されなければならない．
（学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
第１３条　学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力に努めるものとする．

（２）教育振興基本計画（2008（平成20）年7月1日）

教育振興基本計画（文部科学省）の「第３章今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」-「（３）基本方向ごとの施策」-「基本的方向１　社会全体で教育の向上に取り組む」-「④いつでもどこでも学べる環境をつくる」では，下記のような社会教育施設の役割機能が謳われている．

教育基本法第３条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ，だれもが生涯を通じて学び，自己の内面を磨くとともに，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し，情報通信技術も活用しつつ，必要な環境を整備する．その際，特に，個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館，公民館等の地域の社会教育施設の活用や，社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す．（再掲）
【施策】
◇　図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
・　図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として，だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す．あわせて，司書の資質の向上を図るため，その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る．また，「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ，子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件を支援する．
・　地域住民の参画を得ながら，地域の自然，歴史，文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう，子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに，広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す．また，学芸員の資質向上を図るため，その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る．
◇　公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
・　公民館をはじめとする社会教育施設について，地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点，さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す．あわせて，公民館の運営状況に関する評価の実施や，地域住民に対する積極的な情報提供を促す．また，社会教育施設における学習の成果を活用した，地域において必要とされているボランティア活動等を促す．

（3）「社会教育法」一部改正（2008（平成20）年6月11日法律第59号）

平成20年に一部改正された「社会教育法」には，下記の社会教育の任務等が謳われている．

（社会教育の定義）
第２条　この法律で「社会教育」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき，学校の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む．）をいう．
（国及び地方公共団体の任務）
第３条　国及び地方公共団体は，この法律及び他の法令の定めるところにより，社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営，集会の開催，資料の作製，頒布その他の方法により，すべての国民があらゆる機会，あらゆる場所を利用して，自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない．
第３条の２　国及び地方公共団体は，前項の任務を行うに当たっては，国民の学習に対する多様な需要を踏まえ，これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより，生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする．
第３条の３　国及び地方公共団体は，第１項の任務を行うに当たっては，社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ，学校教育との連携の確保に努め，及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに，学校，家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする．
（市町村の教育委員会の事務）：第５条
３　公民館の設置及び管理に関すること
４　所管に属する図書館，博物館，青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること
７　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること．
○１３　主として学齢児童及び学齢生徒に対し，学校の授業の終了後及び休業日において学校，社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること．（○印，筆者，以下同じ）
○１４　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること．
○１５　社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校，社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること．
（都道府県の教育委員会の事務）：第６条
１　公民館及び図書館の設置及び管理に関し，必要な指導及び調査を行うこと．
２　社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営，講習会の開催，資料の配布等に関すること．
３　社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること．
（図書館及び博物館）
第９条　図書館及び博物館は，社会教育のための機関とする．
２　図書館及び博物館に関し必要な事項は，別に法律をもって定める．
第２章　社会教育主事及び社会教育主事補
（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）
第９条の３　社会教育主事は，社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える．ただし，命令及び監督をしてはならない．
２　社会教育主事は，学校が社会教育関係団体，地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて，必要な助言を行うことができる．
３　社会教育主事補は，社会教育主事の職務を助ける．

４．これからの社会教育施設の新しい役割・機能

教育基本法，教育振興基本計画，社会教育法等をみて，共通して期待される役割・機能が見えてくる．

（1）新しい社会教育の役割

社会教育の目的としては，「公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，社会の発展に寄与する人材の育成」が挙げられる．また，「個人の要望や社会の要請に応え，社会で行われる教育」は社会教育の領域である．さらに，「家庭教育に関する学習機会や情報の提供」，「児童・生徒への放課後，休業日の学習機会の提供，事業の実施」，「青少年のボランティア活動（奉仕体験活動，自然体験活動），体験活動の機会の提供」，「学習の成果を活用する機会の提供，事業の実施」は社会教育の仕事であると言えよう．

（2）社会教育施設の新しい機能

社会教育の目的・任務を遂行するために，社会教育施設に求められる新しい機能は以下の3つである．社会教育施設は①「地域の学習の拠点・活動の拠点であり，知の拠点であり，人づくり・まちづくりの拠点機能を持つ施設」である．また，②「多様な関係機関と組んで，出かけて事業等実施の中核施設の機能を持つ」ことである．さらに③「学習の成果を活用して地域に必要なボランティア活動を推進する役割･機能を持つ」のである．

そのためには，これからの社会教育関係職員には社会教育施設を①地域課題解決のための学習活動・地域貢献活動・公共活動の拠点にする．②多様な関係機関団体・関係施設間，他部局，民間企業・団体，ＮＰＯ等が繋がり・つなぐ等の連携の中核的な役割を社会教育施設が担い，コーディネーターとしての役割を果たすようにする．③社会教育施設自らが自己点検・自己評価を実施して，評価の結果を住民に公表するととも

に，「PDCAサイクル」を着実に実施する．④社会教育施設の行政サービスを低下させないために，職員体制を確立するとともに，職員の資質能力の向上のための職員研修が重要になる．

５．おわりに

社会教育は「すべての国民の個人の要望，社会の要請に応じて，あらゆる機会，あらゆる場所を利用して，自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」のが任務であるといえよう．この任務を遂行するために社会教育施設は，関係機関団体と連携する中核的な役割・コーディネーターとしての役割が求められる．

そのためには，１つには，社会教育施設は，地域住民の学習を推進し，地域づくり，まちづくり，地域を担う人づくりの拠点としての機能が求められるのである．

２つには，人が集まる施設・来館者の多い施設が求められる．具体的には，見学者，学習者，学習グループ，子どもから高齢者まで集う施設が求められるのである．

３つには，社会教育施設は，多様な地域課題等を解決するために，老人福祉，健康づくり，児童相談，福祉協議会，まちづくり協議会，環境，法律等の様々な活動を行う多様な施設との連携をつくる必要があるため，その連携の中核的な役割を果たすべきである．

また，評価にあたっては，来館者数，見学者数，相談者数，育てたグループ・サークル数，連携・協力した団体数等も実績に入れて評価することが施設の存在意義になる．常に地域住民に説明責任を果たし，住民，団体，学習グループが応援隊になってくれる施設が求められる．

さらに，具体的な人材育成にあたっては，学習者を増やす，学習グループを育てることが基本である．さらに，育った学習者を地域公共活動のボランティア活動参加へ案内する．ボランティア活動に自ら参加するように支援する．また，学習者自身がボランティア活動を企画立案できるようにし，地域全体を見渡し「まちづくりプランナー」になるように積極的にリードする．さらに，育った人材を「人材バンク」に登録し，地域の人材資源として活用する機会を提供する．

そして，活動資金獲得については，予算獲得，補助金・助成金獲得，スポンサー獲得，広告料獲得，冠大会・冠事業の実施等が挙げられるようにする．

事業については，人づくり，まちづくりの視点が大事である．そのためには，人材育成講座，学習グループ育成講座，ボランティア養成講座，リーダー養成講座，コーディネーター養成講座等が挙げられる．そして大事なのは，家庭教育･子育て事業，青少年の奉仕･体験活動は社会教育施設の重要な事業であることを前提にすることである．

Received date 2013年6月4日
Accepted date 2013年8月17日

引用文献

１）平成23年6月21日佐賀県議会一般質問「知事発言」から（筆者要約）
２）「投稿欄」平成24年6月27日『佐賀新聞』
３）「投稿欄」平成24年6月30日『佐賀新聞』
４）「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」平成12年4月施行
５）古市勝也（2012）：生涯学習振興における一般行政と教育行政・日本生涯教育学会年報第33号，91-106
６）北海道立生涯学習推進センター『社会教育施設の運営に関する調査研究』研究報告第20号，第Ⅱ章-2，平成17年3月
７）昭和46年社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」第2部-4「社会教育に関する施設」
８）「地方自治法」（昭和22年4月17日法律第67号，最近改正：平成25年5月31日法律第28号），第244条1項
９）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日法律第162号，最近改正：平成19年6月27日法律第98号），第30条
10）「社会教育法」（昭和24年6月10日法律第207号，最近改正：平成24年8月22日法律第67号）
11）文部科学省「教育振興基本計画」2008(平成20)年７月１日，第３章-（３）-基本的方向１-④）

参考資料

生涯学習・社会教育研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成24年版，第一法規，平成23年7月

＜資料編＞

1.「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について　～知の循環型社会の構築を目指して～」中央教育審議会答申(2008（平成20）年2月19日)

第１部　今後の生涯学習の振興方策

１　生涯学習の振興の要請　－高める必要性と重要性

(自立した個人の育成や自立したコミュニティ（地域社会）の形成の要請)

(持続可能な社会の構築の要請)
各個人が社会の成員として、人間･社会･環境･経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。
　各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築・・・(略)

３　目指すべき施策の方向性

（１）国民一人一人の生涯を通じた学習の支援―国民の「学ぶ意欲」を支える

②多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

　社会の変化に対応するために必要な学習や公共の観点から求められる学習については、学習者が必ずしも積極的に学習しようとしない場合や、学習しようと思っても学習機会が十分にない場合、市場のメカニズムに委ねていると民間事業者によって学習機会が提供されない場合等が考えられ、・・行政が積極的に学習機会提供・・啓発活動・・検証し、改善を図ることが必要である。このため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設の果たす役割は大きい。

（２）社会全体の教育力の向上　－学校･家庭･地域が連携するための仕組みづくり　－

①社会全体の教育力向上の必要性

○また、成人の様々な学習機会についても、従来の教育機関、社会教育施設等特定の主体によって提供され、固定的な特定の場で行われる機会のみでは十分でなく、多様な関係者が多様な機会を提供することが望ましい。

②地域社会全体での目標の共有化

○各地域における教育力向上の必要性が高まる中、多様な関係者・関係機関が連携し、様々な学習機会が各地域において提供されることが望ましい。その際に、行政は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設をこれまで以上に活性化し、様々な教育課題や行政課題について新たな学習機会を提供するとともに、NPO等との一層の連携を図ることが望まれる。

③連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

○そのようなネットワーク型行政の推進には、これまでの個別の社会教育施設等において提供してきた行政サービスの在り方を大きく見直すものであり、従来のサービスをより柔軟・機動的にそれを必要としている者等に行き届くようきめ細かい対応をすることが可能となり、今後は、地域社会の住民等のニーズに応じて、このようなネットワークを活用し、必要とされるところに積極的に出向いていく行政を推進することが期待される。

○　例えば、・・・、公民館等においても施設に来る対象者に対するサービスの提供の視点のみならず、その機能を核として民間事業者等と連携した「出前型」の講座等を実施すること、・・・等、地域のニーズに応じた様々な取組が考えられる。

○　これまでも、福祉や学校教育等・・・訪問型の支援を行うなど、支援を必要としている対象者に行き届くきめ細かい行政への取組が行われているところである。しかしながら、生涯学習振興行政・社会教育行政においては、個人の自主的な意志を尊重するとの基本的考え方が強いこと等から、一部例外はあるものの、基本的には社会教育施設等の特定の機能を持った場においていわば固定的にサービスを提供する取組が主体であった。今後は生涯学習振興行政・社会教育行政においても他の分野における取組等も各地域において参考としつつ、行政の側がより積極的に「出向いて行く」ことにより、支援を必要としているが自ら積極的に来ない者や来たくとも来れない者等に対するよりきめ細かい対応も期待される。

４　具体的方策

（１）国民一人一人の生涯を通じた学習の支援―国民の「学ぶ意欲」を支える

②多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

○　国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習機会の充実を図る上で、社会教育行政としては、地域の学習拠点である社会教育施設の活用を図ることが重要な課題となっている。・・・(略)

今一度地域の重要な資源であるこれらの社会教育を担う施設の活性化が期待されており、各地方公共団体における行財政上の配慮を期待したい。

(社会教育施設等を活用した多用な学習の場の充実)

○　住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、地域独自の課題や公共の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。・・・例えば、住民の主体的な地域課題への取組や、社会の要請が高い分野の学習、家庭教育に関する学習等を行う学習拠点として位置付け、またその際には情報通信技術を活用するなどし、地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要である。

（２）社会全体の教育力の向上　－学校･家庭･地域が連携するための仕組みづくり　－

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

○　民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域おける学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。

○　具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁

判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
○　図書館においては、・・・地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。・・・。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
○　博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施することが望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。
第２部　施策を推進するに当たっての行政の在り方
２　今後の行政等の在り方　―　生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築　―
（２）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方
○　・・・、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育施設の拠点として、積極的に活用される必要がある。
○　家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。
○　例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実に努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。
○　また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加えて、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきで有り、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。
○　同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。
○　・・・。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。
○　また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参画しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待されるところであり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。
○　このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
○　地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
○　・・・社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、・・・計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施・・・求められる。
・・・、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

２．「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示：文部科学省（平成15年6月6日）

＜見直しのポイント＞
本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化･弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ、従来の「基準」（昭和34年12月28日文部省告示）の全部を改正した。
第２条関係（対象区域）　広域的･体系的な学習サービス
第３条関係（地域の学習拠点としての機能の発揮）
１項＝公民館は「地域の学習拠点としての役割を明確化し、社会教育関係団体、NPO等と共に講座を企画・立案することなどにより多様な学習機会の提供につとめる」
２項＝公民館は「地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努める」
第４条関係（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）
家庭教育に関する学習機会、学習情報の提供・相談等の実施により、地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮に努める
第５条関係（奉仕活動・体験活動の推進）
ボランティア養成の研修会の開催や、奉仕活動・体験活動に関する学習機会・学習情報の提供の充実に努める
第６条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）
　関係機関・団体との緊密な連携・協力により、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする
第７条関係（地域の実情を踏まえた運営）
第７条２項　夜間開館の実施など、開館日、開館時間の設定に当たっては地域住民の便宜を図る
第８条関係（職員の資質の向上）
３項＝「職員の資質及び能力の向上を図るため、研修機会の充実に努める」
第９条関係（施設及び設備）
地域の実状に応じた施設設備の整備･充実
第１０条（事業の自己評価）
自己点検･自己評価を行い、その結果を地域住民に公表する

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[原著論文]

大学における休退学の現状・対策・課題の検討
―37大学の現状と取組―

藤原　朝洋[1)]，富永　ちはる[2)]，押味　京子[3)]

Analysis of current conditions, approaches, and issues surrounding academic leaves of absence and academic withdrawal at the university

Tomohiro FUJIWARA[1)]，Chiharu TOMINAGA[2)]，Kyoko OSHIMI[3)]

Abstract

Using data on efforts to address academic withdrawal and academic leaves of absence, which were provided by the 37 universities participating in the 2011 Japan Student Counseling Conference, we analyzed (1) rates of academic withdrawal and academic leaves of absence; (2) the status of both current and planned measures related to academic withdrawal and academic leaves of absence; and (3) issues to be addressed. Average rates of academic withdrawal, disenrollment, and academic leave in participating schools were 2.0%, 2.0%, and 2.2%, respectively. Academic withdrawal rates tended to be higher in smaller schools, while larger institutions tended to have higher rates of academic leave. Existing approaches were dominated by methods that targeted individual students, such as programs incorporating advising by faculty members, and systems for contacting students with multiple absences. There were few instances where efforts to address academic leave and withdrawal were implemented on a school-wide basis. Many universities have declared their intent to establish school-wide support measures in the future. This may be an indication of the need to utilize resources that already exist at various levels and locations within the institution, and, through linkages and collaboration, develop an integrated network of support. However, creation of school-wide systems of support proves troublesome, and it is probably necessary to present universities with relevant cases backed by concrete data. Additionally, although it is known that a high proportion of students who have taken academic leaves of absence, or who have been held back a year, eventually withdraw from school, few universities have school re-entrance support programs. Thus future considerations include educational support at the point of school entry, and support for students returning to school after an extended absence.

KEY WORDS : prevention of academic leave and withdrawal, student support systems, school re-entrance support programs

1）九州共立大学
2）長崎大学
3）新潟国際経済大学

1）Kyushu Kyoritsu University
2）Ngasaki University
3）Niigata University of International and Information Studies

1．問題と目的

日本私立学校振興・共催事業団の調査（回答数550校）では，私立大学における平成17年度の中退者数は5万5497人（2.9％）であった．内田（2007）の調査（回答校74校）では，同年度の国立大学退学者数は5882人（1.51％）であった．私立大学の学費を年間100万円，国立大学の学費を年間50万円として換算すると，年間に私立大学全体で約550億円，国立大学全体でも約29億円の損失となる．もっと言えば，1，2年次に退学すれば，その後の学費は支払われなくなるので，損失額は倍以上となり，退学者が増えることは大学側にとっても大きな痛手となるはずである．

しかし船戸（2007）は「大学の事務手続き上，また予算編成上においても，退学者が出ることが当然という認識の中では，全学的に退学問題を正面から捉えるという危機感は生まれるわけがない」と指摘している．つまり，「『一身上の都合』という退学理由で退学届が受理されたり，予め学費収入に3～5％の退学率を見込んで予算を計上されたりしていることが，退学問題が深刻化しない要因となっている」と述べ，「①理事会が中心となって，全学的に取り組む体制とシステムを構築し，②現在取り組んでいる退学防止策について点検・評価し，改善策を検討すること，③『退学願』が出る前の兆候をできる限り早くつかむこと，④個別のケース毎に，退学理由を詳細に調査・分析すること，⑤分析結果を基に，対応策を打ち出すこと，⑥『できない』という理由を探すのでは無く，『どうしたらできるか』という観点で取り組むこと」という６つの心がけによる全学的な対策を提案し，「エンロールメント・マネジメント（＝１人の学生が当該大学に興味を持った瞬間から始まり，入学，在学，卒業後まで一生涯をマネージメントすること)」の必要性を訴えている．入学した学生が満足できる学生生活を送ることができるように，学生生活全般の中で支援するためには，カウンセラーや医師による医療的介入だけでは限界があり，学生に関わる全教職員による網の目を張ったような支援体制が必要ということになる．渡邊ら（2011）は，この全学的な連携による学生支援を「ネットワーク型学生支援体制」とし，「学生の問題について，適切な場所に適切な時期につなげていくことができるため迅速な対応が可能となる．また，支援を一局化しないことで学生にとってもすでに関係が築けている教職員とのやりとりから支援の網の目に受け止められていくことになるため，侵襲度が少なく負担がかかりにくい」と全学的な支援体制の利点について述べている．

全学的な支援体制網の中で学生の発する危機の兆候をキャッチし，事務や教員からのアプローチによってメンタルヘルス支援に繋ぐことができれば，問題が深刻化する前の初期の段階での対処が可能となり，退学の予防につながる可能性があると言える．

学生の退学問題が与える影響は深刻な状況であり，学生の心理的負担は当然のことながら，家庭への経済的負担や大学の財政面への影響も大きく，双方にとって危機状態であるということが言える．船戸（2008）は，「大学における休退学の問題は，『退学は学生の責任である』というこれまでの認識を改め，大学が早急に学生と正面から向き合い対応していかなければならない重要な課題である」と指摘している．

そこで本稿では，2011年に行われた，全国学生相談研修会B5分科会「退学・休学者への対応と対策」において提供された，参加者が所属する大学における休退学の実態，対策の現状及び今後の対策案に関する資料をまとめ，各大学等で行われている具体策の情報を共有するとともに，これからの休退学予防のあり方について考察することを目的とする．

2．方法

37大学から提出された各大学の休退学に関連するデータに基づき，大学における休退学の実態，休退学に関する現状の対策，休退学に関する今後の対策案について検討をおこなう．休退学の実態については退学率，除籍率，休学率について大学の規模別に分析をおこなう．休退学に関する対策の現状については実施されている対策について実施校が多い対策と対策の詳細をまとめ，実施校と休退学率の関連について分析をおこなう．

3．結果

（1）休退学の実態

提出された休退学の現状に関するデータのうち，データに欠損が少ない22大学（表１）のデータを基に，退学率・除籍率・休学率を整理した．

22大学について退学率・除籍率・休学率の平均はそれぞれ2.0％，2.0％，2.2％となった（表２）．規模別にこれらをみると，大学の規模が大きくなるにつれて退学率は減少する傾向にあり，3000人以下の大学

（11校）の平均が2.5％であったのに対し，3001人以上16000人以下の大学（8校）の平均は1.2％であった．一方で，大学の規模が大きくなるにつれて休学率は上昇する傾向にあり，3000人以下の大学（9校）の平均が1.8％であったのに対し，3001人以上16000人以下の大学（9校）の平均は2.7％であった．なお，除籍率については報告する大学が少なく，そのような傾向を把握することはできなかった．

表１　分析対象大学　（校）

学生数	私立	国公立	計
0 ～ 1000	3		3
～ 2000	6		6
～ 3000	3		3
～ 4000	1	2	3
～ 5000		1	1
～ 6000			
～ 7000	2		2
～ 8000			
～ 9000	1		1
～ 10000	1		1
～ 11000			
～ 12000	1		1
～ 13000			
～ 14000			
～ 15000			
～ 16000		1	1
計	18	4	22

表２　22大学の退学率・除籍率・休学率（2010年度）

大学 No.	形態	規模	退学	除籍	休学
1	私立	0 ～ 1000	3.0%	—	0.9%
2	私立	0 ～ 1000	4.0%	—	0.9%
3	私立	0 ～ 1000	0.5%	—	1.8%
4	私立	～ 2000	2.8%	2.2%	1.2%
5	私立	～ 2000	2.6%	—	—
6	私立	～ 2000	2.0%	—	0.9%
7	私立	～ 2000	2.3%	1.3%	1.7%
8	私立	～ 2000	3.8%	—	5.0%
9	私立	～ 2000	2.1%	2.5%	2.8%
10	私立	～ 3000	4.7%		—
11	私立	～ 3000	1.0%	—	1.0%
12	私立	～ 3000	3.4%	—	—
13	私立	～ 4000	4.3%		4.4%
14	国公立	～ 4000	1.3%	—	2.2%
15	国公立	～ 4000	1.1%	—	2.1%
16	国公立	～ 5000	0.5%	—	4.3%
17	私立	～ 7000	1.9%	1.9%	—
18	私立	～ 7000	1.6%	—	0.4%
19	私立	～ 9000	0.8%	—	0.3%
20	私立	～ 10000	1.4%	—	0.9%
21	私立	～ 12000	3.3 ～ 3.8％	—	2.6%
22	国公立	～ 16000	1.1%	—	6.8%
全体の平均			2.0%	2.0%	2.2%
規模≦ 3000　の平均			2.5%	2.0%	1.8%
3000 ＜規模≦ 16000　平均			1.2%	1.9%	2.7%

※ No.10,No.13,No.21 については回答があったが、退学・除籍のデータとしては採用しない。

（2）休退学に関する対策の現状

現在行っている対策について記述のある25／37校（国公立大学5校，私立大学20校）の資料をまとめた休退学対策の現状は，表３－１，３－２の通りである．表３－１で複数の大学によって行われている対策を挙げ，表３－２では大学毎に行われている具体策の詳細を示した．

表３－１　対策の現状（複数大学で実施されているもの）

（N=25）

対策の現状	学校数	実施割合
①教員による対策		
指導教員制等の名称による学生指導	15	60%
欠席が多い学生への連絡	8	32%
②学生相談機関による対策		
カウンセラーによる個別対応	3	12%
③その他の対策		
基礎学力の向上支援	5	20%
個別呼出	3	12%
指導教員制等の名称による学生指導についての規定	2	8%

表３－２　対策の現状（詳細）

＊大学毎に具体策の内容を［ ］で示した。

対策の現状
①教員による対策の詳細 [学習指導、履修指導]、[履修指導、学生の身分上の問題対応、学生生活指導]、[休退学面談、成績不振者への学修指導面談]、[3回欠席した学生へ指導(授業毎の出席調査結果を担任に報告)]、[学生相談室と連携、個別面談(年4回)、欠席状況管理、退学希望者面談]、[補習授業、勉強会の実施]、[学修指導(成績不振者、年に3回授業に出席していない学生)]、[面談(授業3回連続欠席)、成績不良者面談、保証人対応]、[1年生ゼミ必修化(欠席がちの学生へ連絡)、学習指導委員会へ情報提供(必修3回連続欠席)]、[履修確認、休退学面談、学業不振者指導]、[チューター制による学生指導(少人数制クラス)、成績不振者三者面談、個別連絡・面談(欠席がちの学生)、保護者と連携]、[出席状況確認(半期に一度)、単位取得状況確認(年に一度)]、[不適応学生・問題のある学生についての情報交換(特定の学部のみ)]、[教務委員会による履修相談]、[欠席調査(5,6,7,10,11月)]、[全学年でのゼミ必修化、少人数教育]
②学生相談機関による対策による詳細 [休学中・復学間近・復学後の再適応のためのカウンセリング(自主来談者のみ)]、[休退学希望者面談、カウンセリング]、[欠席がちの学生へ連絡]、[健康診断時のK-6実施、入学生全員面談、休学・復学・留年者の状況確認、復学支援、保護者面談会での個別面接(6,12月)、就職支援室との連携]、[個別支援、新入生適応援助、心理教育的活動の実践による心の病の予防、教職員コンサルテーション]、[心理的要因により単位修得が困難な学生へのカウンセリング]、[全員面接、休学者・保護者への定期面接(それぞれ特定学部のみ)]、[低ＧＰＡ取得者へのアンケート]
③その他の対策の詳細 [学習サポートセンター設置、後援会等による経済支援(奨学金)]、[1/3以上欠席の学生の個別呼出・面談(重篤：教務部長または学生部長が対応、軽度：事務局が対応)]、[各担任・指導教員、カウンセラー、学務課担当者がそれぞれ個別に対応]、[学修支援アドバイザー設置、低ＧＰＡ取得者支援]、[学習支援(有償ボランティア)]、[学生支援室(学生メンター制度)、学生支援室の設置、よろず相談、学修支援塾、学生支援室(教職員メンター制度)、学費未納者への連絡・面談]、[学生相談支援協議会(全学体制)、学生支援協議会(学部・学科単位)]、[学生相談室未来談の休退学希望者を学生相談室へつなげる]、[休退学願の理由に応じた対応]、[教育センターの設置(数学、物理の基礎学力向上)、1泊2日の新入生オリエンテーション合宿、大学提携の教育ローン紹介]、[出席管理システムから登録者(学生相談担当者）にメール配信(指定した学生、打刻の少ない学生、打刻が急に減った学生)]、[出席管理システムでの出席管理、成績不振者(3回以上の欠席)への個別呼出・指導]、[学生支援センターによる支援(出席率60％以下で、又はその他の状況と勘案して必要に応じて)]、[職員による個別呼出・指導(単位修得困難、指導教員より「気になる学生」として名前の挙がった学生)、休退学希望者・保護者面接・指導(教務課長)]、[単位所得不足者への連絡と促し]、[新入生歓迎会、夕食懇談会、復学支援昼食懇談会]、[成績不振者の保護者への文書通知(各期1回)、保護者懇談会の開催(5月2回、10月1回)、システムによる教職員での情報共有]、[直近の成績表に欠席回数の明記、留年の制限(同一年次2回以上の留年不可)、休学期間の制限(通算して3年を超えられない)]、[保健管理センターと情報交換(月1回)]

学生数1,000人までをA規模，1,001人～ 5,000人までをB規模，5,001人～ 10,000人までをC規模，10,001人以上をD規模と分類したところ，国公立大学5校のうちB規模4校，C規模1校，私立大学20校のうちA規模3校，B規模12校，C規模4校，D規模1校であった．対策の現状について，最も多くの大学で実施されていたのは【指導教員制】等の名称による学生指導であった．これは学習や友人関係など大学への適応が課題となる初年次において３年次，４年次のような少人数クラスの指導を実施するための授業，もしくは授業の枠組みはないが新入生一人一人に担任が付いているものである．【指導教員制】は60％の大学で行われており，多くの大学において“有効と考えられる対策の一つ”との認識があると認められる．【指導教員制】を実施している大学のうち，A規模は3校（国公立大学0校，私立大学3校）中2校の約66％，B規模は16校（国公立大学4校，私立大学12校）中11校（国公立大学3校，私立大学8校）の約69％で行われている一方，C規模では5校（国公立大学1校，私立大学4校）中1校（私立大学）の20％となっている．指導教員の業務について，学生への個別連絡が規定されている大学もある一方，学生への個別連絡は教務課等の職員の業務と規定し，教員からは連絡しない大学もあった．

しかし多数の大学で【指導教員制】を実施しているが，実施している私立大学の休学率は0.9 ～ 5.0％（平均2.17％），退学率は0.5 ～ 4.7％（平均2.85％）である一方，実施していない私立大学の休学率は0.3 ～ 4.4％（平均1.64％），退学率は0.8 ～ 4.3％（平均2.45％）であり，比較すると，【指導教員制】を実施している大学の方が休学率，退学率ともにやや高い傾向が見られた．

また【経済面からの支援】を実施しているのは私立大学3校のみであったが，休学率は2.6 ～ 5.0％（平均3.47％），退学率は2.1 ～ 3.8％（平均3.15％）である一方，実施していない私立大学では休学率は0.3 ～ 4.4％（平均1.44％），退学率は0.5 ～ 4.7％（平均2.59％）であり，【指導教員制】同様に，実施している大学の方が休学率，退学率ともにやや高い傾向が見られた．

（３）休退学に関する今後の対策案

今後の対応策について記述のある24 ／ 37校の資料をまとめた今後の対応策20項目と学校数は表４の通りである．

表４　大学等における今後の対策案

	N	（％）	具体的な対策案　（N）	観点
修学支援	32	（56.1）	休学者への支援の充実（休学中のケアや復学支援プログラムの作成など）（8）	対処
			出欠管理システムの導入や有効活用（7）	予防
			担任制度（チューター、アドバイザー制）（4）	予防
			休退学に関する学内調査や検討、フィードバックなど（3）	予防
			モチベーション向上のためのカリキュラムの改善等（入学前支援含む）（2）	予防
			退学希望者との面談（2）	対処
			1年次単位取得状況確認と早期支援（2）	予防
			GPAの導入と修学相談の充実（1）	予防
			学習（修）サポートセンター等の設置や連携による基礎学力UP支援（1）	予防
			履修指導、相談会（1）	対処
			入学試験内容の改善（基礎学力の精査）（1）	予防
全学的支援	12	（21.1）	学内連携・協働できるシステム作り（12）	両方
健康支援	7	（12.3）	1年次メンタルヘルスセミナーの開催（2）	予防
			入学時メンタルチェック、個別面談（2）	予防
			カウンセリング環境整備（常勤カウンセラー増員、配置場所の工夫など）（2）	予防
			不登校学生を対象とした支援の充実（HPの開設、内容の検討・充実、メールでの予約）（1）	対処
生活支援	3	（5.3）	集団不適応の学生の居場所づくり、コミュニケーション支援（2）	対処
			総合的な相談窓口（何でも相談室、よろづ相談等）の設置と支援の充実（1）	予防
経済支援	2	（3.5）	独自の奨学金制度、学費減免制度（2）	両方
就職支援	1	（1.8）	キャリアデザイン科目の充実・改善（1）	予防
合　計	57	（100.0）		

※24校による複数回答であり、述べ数（校）である。

まず，挙げられた20項目を支援の種類に分けたところ，修学支援（11項目）32校（56％），全学的支援（1項目）12校（21％），健康支援（4項目）7校（12％），生活支援（2項目）3校（5％），経済支援（1項目）2校（4％），就職支援（1項目）1校（2％）であった．

次に，予防と対処との観点からの分類を行った．予防教育的な対策（入学時あるいは入学前からのシステムの整備，相談体制の充実，不調に陥る前の支援に目を向けた予防的なもの）は，29校（51％），対処教育的対策（何らかの問題が表面化してから対応するもの）14校（24.5％），どちらにもなり得る対策（学内連携システムの構築や独自の奨学金制度，学費減免制度等，予防にも対処にもなり得ると考えられるもの）は14校（24.5％）であった．支援の種類別では，修学支援においては，予防教育的対策が66％であるのに対し，健康支援では予防教育的対策が86％であった．

最後に，表４の20項目を具体的に見てみると，全学的支援としての「学内連携・協働できるシステム作り」が12校（21.1％）で最も多く，休学者への支援の充実（休学中のケアや復学支援プログラムの作成等）が8校（14％），出欠管理システム導入と有効活用が7校（12.3％）であった．

４．考察

（1）休退学の実態からの考察「データによる大学の現状把握と支援システムの構築」

対象となった大学の平均退学率は2.0％で，私学の全国平均とされる約3％より低い傾向にあった．また退学率は大学の規模と反比例する傾向が見られた．規模による休退学の違いについては，規模が小さい大学はコスト的な問題からシステム的な対応（学生相談室のスタッフの充実等）が困難であることや，逆に規模が小さいからこそ少人数ゼミなど個別的な対応が実施しやすいとの報告もあったが，今回報告されたデータからは大学の規模が小さいほど退学率が高い傾向が示された．休学率が大学の規模と比例する傾向については，分科会の中で「退学に至る前の緩衝材」としての休学と休学からの復学支援の充実が今後の課題とされ，実際に復学支援を含めた休学関連の取り組みを実施している大学も複数見られた．それらは規模の大きい大学に多く見られ，それらの取り組みの結果，規模の大きい大学ほど休学率が高い傾向が見られたのではないかと思われる．除籍については報告例が少なく，大学によっては公開していない大学や報告が許可されない大学も見られた．報告があった4大学の数字からは，退学率と同程度の除籍率が推測され，大学における除籍の問題については現状把握のためのデータ収集とその分析が今後の課題となる．

退学・除籍・休学に関連する報告として，各大学内でも学部・学科・学年・性別によってその傾向や理由が異なることが分科会で指摘され，退学理由としては「学業に意欲がわかない」「授業についていけない」を理由とした退学が比較的多いことや，近年の傾向としては経済的理由による退学，学費未納による除籍が増加傾向にあることが複数の大学から報告された．これらの報告については，個別の事例でみると，経済的な理由からアルバイトをする必要があり，その結果「授業についていけない」ケースや，学業に意欲がわかず留年した結果，奨学金が止まり「経済的な理由による退学」となったケースなども推測され，その背景については個別に精査する必要がある．

（2）休退学に関する対策の現状「個人レベルでの対応から組織レベルでの対応へ」

休退学に関する対策の現状としては，多くの大学で実施されている対策は「個別対応」が主であった．代表的なものとしては【指導教員制】の実施が挙げられる．実施している大学ほど休学率，退学率が高い傾向がみられたが，休学率，退学率が高い大学ほど積極的に導入したとも考えることができ，今後は実施されている多くの対策の有効性についても検討が必要である．指導教員制の導入前後の経年調査による有効性の検討や有効であるとされる対策との組み合わせ，学内連携状況等も踏まえた検討，量的な効果に加えた質的な効果の詳細な調査・検討が必要であると考える．

また，職員から対応としては個別呼出・連絡・面談に加え，基礎学力向上のための学習支援を行っている大学がある．全入時代となり，入学する学生の多様化が進み，進学の目的・学力・資質のばらつきが指摘されており，大学での学習についていく基礎学力を持たないまま入学してくる学生への支援も重要視されていると言える．学生にとって単位取得困難という問題の影響は大きく，休学や留年による卒業延期は精神的な負担も大きく，除籍や退学につながりやすくもなる．

さらに，経済支援，学費未納者への連絡等，経済面からの学生支援が複数の大学で実施されていることから，経済的な問題も現在の大学が抱える課題の一つであるといえる．社会的な背景から各家庭で経済的な問題を抱えているケースや卒業延期による家庭内での学

費の不足等多様なケースが想定されるが，これらに対しては学内で経済的な支援があることで，経済的な理由を主とした休退学・除籍に対して一定の効果が見込まれる．ただし，上述の通り，「経済的な理由による退学」が必ずしも経済的な問題のみで起こるわけではないことを考慮し，他の対策との組み合わせがより効果的な結果につながると考えられる．

現在，大学が抱える課題は多様化する傾向にあり，これらに対応するためには，資金的，人材的にも非常に困難であると思われる．そして，教員による支援，学生相談機関による支援，事務部門による支援がそれぞれ独立して学内に点在化している現状がある．分科会においても「学内に相談窓口が増えるのは良いが，縦割りで横のつながりがないため，対応が違うことで学生が混乱する可能性がある」という参加者の意見もあり，学生支援の体系化，つまり学内の学生支援の資源を繋ぐ全学的な支援体制作りが課題であるとも言える．

（3）今後の休退学対策における課題「入学期からの予防教育的支援の充実と復学支援」

鶴田（2010）は，「入学期（入学後1年間）は，学生が今まで慣れ親しんだ生活から離れ，大学での新しい生活へと移行する時期である」としている．入学期の学生にとって，新しい環境にスムーズに適応できるかどうかは大きな分かれ道となる．各大学における今後の対策案としては，予防教育的支援が比較的多く，特に全学生を対象とした初年次からの予防教育的支援の充実等，高校から大学へのスムーズな移行支援が重要視される．

しかし，大学における不適応が起こってしまった場合には，対処教育的対策が必要となる．その一つとして，「休学」しやすい環境整備も有効であると考えられる．休学は，大学から程よい距離に心身を置き，自己を見つめ直し，心身の調子を整えつつ，これからの自分に必要なことを得たり，考えたりできる有効な手段となり得るものである．カウンセラー等の学生相談担当者が学生の不安に寄り添いながら，休学前・休学中・復学前・復学後に分けて関係機関と連携しながら適切に援助することによって，学生の休学と復学への移行をスムーズにし，修学への再挑戦は可能となる．

一般的に休学は，人生から脱線してしまうようなマイナスイメージが強く，内田（2008）の調査でも，「自殺のリスクが最も高いのは休学・留年歴のある学生である」とリスクの高さが指摘されている．しかし今回の結果からは復学支援を行っている学校数は25校中4校に留まっている．復学者は修学に対する大きな不安を抱えているため，教職員と学生や保護者との連携は不可欠であると考える．一部の大学では，復学者及び学業不振な学生を対象に，学期開始前に教員と事務，カウンセラー等が一緒に面談を行っており，復学前に面談をすることで，学生のニーズに応じた適切な支援が可能となる．その結果，学生の修学継続に繋がるケースも少しずつ増えている．復学届による事務的な手続きだけでなく，復学者の修学のサポートを心的ケアと一緒に丁寧に行うことが求められている．職員，教員，カウンセラーとの連携による「ネットワーク型学生支援体制」（渡邊ら，2011）のような復学者にとって侵襲度が少なく，負担のかかりにくい教育環境の中で少しずつ自信をつけることができるような受け入れ態勢を整えることが有効であると考えられる．

Received date 2013年6月11日
Accepted date 2013年8月5日

謝　辞

本稿は日本学生相談学会第30回大会における発表を加筆修正したものです．当日座長の労をおとり下さいました井口知子先生（大正大学）及び貴重なご意見をいただきましたフロアの諸先生方に心から感謝申し上げます．また，御指導・御助言をいただきました2011全国研B5分科会講師の菅野泰蔵先生（武蔵大学）及び細谷紀江先生（学習院大学），連名発表者として支えて下さった先生方，資料を提供して下さいました各大学の諸先生方の御協力に，この場を借りてお礼申し上げます．

文　献

福田真也 2007 大学教職員のための大学生こころのケア・ガイドブック 金剛出版 177
船戸高樹 2008 深刻化する退学者問題 アルカディア学報教育学術新聞掲載収録集 (8) 47－55
松田美登子,2009「メンタルヘルス調査」を退学者対策に繋げるための予備的研究―学生相談室におけるドロップアウト危機の事例を中心に― 学生相談研究 30(2) 136－147
峰松修 1996 学生相談・学生精神保健相談の課題 こころの科学 69 15－16
日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会 2010 学生相談ハンドブック 学苑社 30－41

内田千代子 2007 大学における休・退学・留年学生に関する調査 第28報 第29回全国大学メンタルヘルス研究会報告書 86－108
内田千代子 2008 大学生の自殺の特徴と対応 学術の動向３ 日本学術協力財団 26－33
内田千代子 2011 大学における休・退学・留年学生に関する調査 第31報 平成22年度学生の心の悩みに関する教職員研修会 第32回全国大学メンタルヘルス研究会報告書 85－87.
内田千代子 2012 大学における休・退学・留年学生に関する調査 第32報 第33回全国大学メンタルヘルス研究会報告書 42－59
渡邊素子・加藤久子・深見久美子・橋本容子・濱田晶子・諏訪真美 2011 ネットワーク型学生支援体制における学生相談室の役割について 学生相談研究 32(2) 154－163

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[原著論文]

「せっかち」の程度と自習時期の選択

水戸　康夫[1)]，進本　眞文[2)]，八島　雄士[3)]，権　純珍[4)]

Choice problem on the level of impatience and the self-learning term

Yasuo MITO[1)]，Masafumi SHIMMOTO[2)]，Yuji YASHIMA[3)]，Soonjin KWON[4)]

Abstract

We show the fact that the half of some subjects do not response to the 5% difference of degree acquisition but have determination, which is indifference between cases.

This results suggest that there are some people can consider the time discounted utility as the present utility. Thus, it is important to research the behavior of people with low time discount rate.

KEY WORDS : time discount rate, reference point, rational choice, impatience

1．はじめに

喫煙行動とは，健康に害となる可能性があるにも関わらず，嗜癖性があるため，中止することの困難な行動である[1]．中止することの困難な喫煙行動に関する研究が存在しており，喫煙行動に関わる経済学からの研究においては，時間割引率（時間選好率と表現する場合もある）に注目することが多い．行動経済学におけるいくつかの研究では，時間割引率の高い人が存在していることと，時間割引率の高い人は喫煙行動を行なう確率が高いことが指摘されている．したがって，時間割引率の高い人の特定が容易であるのならば，時間割引率の高い人に対して[2]，時間割引率の高いことに起因するさまざまな問題に直面しがちとなることを指摘し[3]，注意を喚起することが望まれる．

注意を喚起することが望ましいとはいえ，時間割引率の高い人を特定するには，特定するための作業を対象者に求めなければならない．池田(2012)では，時間割引率を特定するために，今日の1万円を選択するのか，1年後の1万191円を選択するか等の2者択一問題をいくつか設定し，回答してもらうことで，特定している[4]．しかし，今日の1万円を選択するか，1年後の1万191円を選択するか等を問われる時，回答者が本当のことを回答しない可能性のあることと[5]，本当のことを回答することが出来るとは限らないこと[6]に留意が必要である．

簡明な質問を行なうことで[7]，時間割引率の高い人の特定が容易となり，時間割引率の高い人に対して行なう注意喚起によって行動変容する人が存在するのであれば，時間割引率の高い人の特定が容易となる簡明

1）九州共立大学経済学部
2）九州共立大学総合研究所
3）九州共立大学経済学部
4）元九州共立大学経済学部

1）Kyushu Kyoritsu University
2）Research Center
3）Kyushu Kyoritsu University
4）Kyushu Kyoritsu University

※本稿は，本学経済学会から九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会への，平成24年度研究助成による研究成果である．記して感謝の意を表したい．

な質問を作成することは，意義がある．

本論では，時間割引率を特定するための質問ではなく，時間割引率の高いことを象徴する性格であるか否かを自己申告させることで，時間割引率の高い回答者を特定する実験を行なう．本論での時間割引率とは現在指向性の程度，つまり，せっかちさの程度を捉えるものとする．時間割引率の高い人は，将来の満足よりも現在の満足に高いウエイトをおいて行動し，時間割引率の低い人は，将来の満足に高いウエイトをおいて行動するものとする．一般には，一定額の金銭の受け取りを将来に延期する時に要求する金利として測られるが，時間割引率について普段考えることのない実験協力者に，要求する金利を聞いて，どの程度正確な回答を得られるのか不安であったことと，正確な時間割引率は必要とはしていないことから，時間割引率を特定するための質問はしないことにした．

あらかじめ，実験結果を述べておくと，本論で行なった質問では，時間割引率の高い回答者を特定することはできなかった．特定は出来なかったが，単位取得確率5％の差に反応せず，選択に強いこだわり（第1のケースでも第2のケースでも，一貫して同じ選択肢を選択することへのこだわり）を持つ実験協力者が半数近くいるという事実を明らかにする．この事実は，時間割引前の効用と時間割引後の効用がイコールであるかのように見えてしまう人が，つまり，時間割引率の低い実験協力者が，少なからず存在する可能性を示唆するものである．時間割引率の高い実験協力者とともに，時間割引率の低い実験協力者にも注目すべきことを，本論は主張する．

２章では実験設定等を紹介し，実験結果を示す．3章では回答用紙により，性格についての自己評価理由，1回目と2回目自習および14回目と15回目自習の選択理由，非「合理的」な選択の理由についての紹介や分析を行なう．4章では，まとめを行なうこととする．

２．実験

実験１

実験1は，平成25年1月17日の九州共立大学における「論理トレーニング」受講生に対して行なった．授業終了後，回答してくれた学生には，ボーナス点を与えることを伝え，配付する用紙（資料1）に答えてくれるよう，協力を要請した．「論理トレーニング」を受講していた学生は，経済学部経済・経営学科およびスポーツ学部の1年生と2年生である．

資料1では2つのことを聞いている．第1に，実験協力者の性格について，「せっかち」と自己評価するか，「我慢強い」と自己評価するかについて聞いた．第2に，図書館で自習する場合に，授業の1回目と2回目か，14回目と15回目のどちらを選択するかについて聞いた．ただし，単位取得できる60点以上を取る確率として，1回目と2回目自習の場合は65％，14回目と15回目自習の場合は60％と設定している．

実験1において，資料1を37枚配った．回答用紙の中に，実験設定を誤理解したことによって，選択に影響のあった回答は存在しなかった．理由に関する記述が回答用紙の半分以下であったために無効とした回答が5枚ある．無効とした回答は5枚なので，有効回答は32枚である．

実験２

実験2は，平成25年2月4日のA大学における科目「B」受講生に対して行なった．授業終了後，回答してくれた学生には，ボーナス点を与えることを伝え，配付する用紙（資料1）に答えてくれるよう，協力を要請した．科目「B」の受講学生は，2年と4年である．

実験2において，資料1を52枚配った．回答用紙の中に，実験設定を誤理解したことによって，選択に影響のあった回答は存在しなかった．理由に関する記述が回答用紙の半分以下であったために無効とした回答

[1] 喫煙を，個人の意思決定能力を阻害する病気と見ることも可能である．

[2] 時間割引率が高いこと自体は，何ら悪いことではない．

[3] 池田(2012) p.2では，自分で選んでいるのに自分の利益に反してしまう矛盾した行動のことを，「自滅する選択」と呼んでいる．

[4] 池田(2012)pp.35-36.

[5] 若い女性に体重を聞いても，本当の体重より少しだけ軽めの体重，背の低めの男性に身長を聞いても，本当の身長より少しだけ高めの身長を答えるといわれており，本当のことの申告は不利益をもたらさないことが予想されていても，必ずしも正しい回答が得られるとは限らない．時間割引率を探るための質問の場合にも，質問意図を見抜き，将来を十分に考慮しているように装う回答者が混在している可能性がある．

[6] 普段から考えていないような質問をされた時の回答は，回答者本人も本当のことを分かっていないことが多いといわれており，回答の信頼性は高いとはいえない．

[7] 池田(2012) pp.89-92では，課題を後回しする程度について簡明な質問，「休みが始まる最初の頃」「どちらかというと最初の頃」「毎日ほぼ均等に」「どちらかといえば終わりの頃」「休みの終わりの頃」を用意し，課題の後回し傾向と双曲割引との関係を調べたものを，表3-1として示している．池田(2012)の５択質問は簡明であるが，本論ではもっと簡明にしようとする試みを行なう．

が15枚ある．無効とした回答は15枚なので，有効回答は37枚である．

実験１と２における予想

実験協力者にとって，自習は効用を高めるものとし，「我慢強い」と自己評価する実験協力者（以下では「我慢強い」実験協力者と呼ぶ）の時間割引率は，「せっかち」と自己評価する実験協力者（以下では「せっかち」な実験協力者と呼ぶ）の時間割引率よりも低いとする．参照点としての現時点は，講義開始前の時点とし，1回目と2回目自習時の効用を現在の効用，14回目と15回目自習時の効用を将来の効用とし，実験協力者は将来の効用を時間割引した後で[8]，現在の効用との大小関係を比較して選択するものとする．

この時，2つの予想を行なう．1つ目の予想は，「せっかち」な実験協力者は「我慢強い」実験協力者よりも少ないという予想である．2つめの予想は，「我慢強い」実験協力者よりも，「せっかち」な実験協力者の方が，1回目と2回目自習を選択する実験協力者は多いという予想である．

1つめの予想の根拠は，国民に占める喫煙者等の割合は，それほど大きなものではないことである[9]．人が喫煙者となるには多くの要因が絡み合っており[10]，時間割引の高いことは，要因の1つではあるが，1つでしかない．このことに留意しつつ，喫煙率が時間割引の高い人の割合と関連があるとする時，時間割引の高い人の割合は，実験協力者の2割～ 3割程度と考えることができ，時間割引が高いと仮定している「せっかち」な実験協力者の割合は，低いと考えることができる．

2つめの予想の根拠を以下に示す．まず,「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の両実験協力者において，1回目と2回目自習時の効用が等しく，かつ，1回目と2回目自習時の効用よりも時間割引を行なった後の14回目と15回目自習時の効用（以後，特に断らない限り，14回目と15回目自習時の効用は時間割引を行なった後の効用とする）の方が高いことが多い場合[11]，多くの実験協力者は14回目と15回目に自習を選択するので，両実験協力者の間での自習選択比率における相違は小さい．14回目と15回目の効用の方が高いと考えるのは，何が理解でき，何が理解できていないかを把握した上での試験勉強を重視する実験協力者が多いと考えるからである．

両実験協力者の間で，選択比率に差異が生じないことを避けるため，1回目と2回目自習時の単位取得確率65％，14回目と15回目自習時は60％という設定を行なっている．14回目と15回目自習選択時の効用の方が高いとしても，1回目と2回目自習時の単位取得確率を5％高くすることで，1回目と2回目自習時の効用は高くなり，14回目と15回目自習時の効用よりも高い実験協力者が見られるようになると考えている．

単位取得確率5％の差によって，選択比率に差異が生じると考える理由として，14回目と15回目自習の効用の方が高い実験協力者は多いとはいえ，1回目と2回目自習の効用との差は,大きくないと考えているからである．大きくないと考える理由は，1回目と2回目自習においても，予習している方が後々の理解が高くなる等のメリットがあるからである．

単位取得確率5％の差によって，1回目と2回目自習時の効用の方が高くなる実験協力者の多くは，「せっかち」な実験協力者であると考える．「せっかち」な実験協力者の高い時間割引率のために，14回目と15回目自習時の効用が，時間割引率の低い「我慢強い」実験協力者の14回目と15回目自習時の効用よりも低いからである．この結果，「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者における1回目と2回目自

[8] 時間割引率ゼロパーセントの実験協力者の混在する可能性は存在する．時間割引率ゼロパーセントの実験協力者が偏りなく存在すると考えると,「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者との間で，自習選択比率に差異は生じることはない．時間割引率ゼロパーセントの実験協力者が偏りなく存在すると考えることが妥当であるのか否かは，実験によって確かめることが必要であり，今後の課題とする．

[9] http://www.health-net.or.jp/tobacco/product/pd100000.html閲覧日2013年6月17日によれば，平成23年度における日本人の喫煙率は20.1％であり，喫煙者が国民に占める割合は小さい．20年以上前であれば，喫煙率は高くなるが（平成元年20歳代～ 50歳代男性は5割～ 6割程度，平成23年度20歳代～ 50歳代男性は4割前後，平成元年でも平成23年度でも，女性は1割程度），過去においても現在においても，喫煙者が国民に占める割合は大きいとはいえないと考えている．

[10] 時間割引率以外に，友人や職場や趣味のサークル等において，喫煙することが普通のことであり，喫煙をしない人を仲間と見なさない雰囲のあることが理由の場合もあり，喫煙には様々な要因が関係している．

[11] 2章表5での第1のケースと第2のケースにおいて，一貫して1回目と 2回目を選択した実験協力者と，一貫して14回目と15回目を選択した実験協力者の数とを比較することで，14回目と15回目自習時の効用の方が高い実験協力者は多いという考えは妥当である可能性がある．

習の選択比率に，差異が生じうる[12].

1回目と2回目自習の場合65％，14回目と15回目自習の場合60％という設定が，「我慢強い」実験協力者よりも，「せっかち」な実験協力者の方が，1回目と2回目自習を選択する実験協力者が多いと予想する根拠である.

実験１の結果

表1によれば，「せっかち」な実験協力者（男女学生混在）は50％（＝16/32),「我慢強い」実験協力者（男女混在）は50％（＝16/32）存在している．したがって,「せっかち」な実験協力者の比率は低いという実験前の予想とは相違している.

「せっかち」な実験協力者の1回目と2回目の自習選択比率は56.3％（＝9/16）であるのに対して，「我慢強い」実験協力者は50.0％（＝8/16）である．自習選択比率は近似しているため,実験前の予想,つまり,「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の選択は相違している,とはいえないかもしれない．そこで，独立性の検定を行なう.

実験協力者が「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわりなく，1回目と2回目自習の選択比率が同じという帰無仮説について検討する．Pearsonのχ2乗値（統計検定量）は0.125であり（自由度1)，漸近有意確率（両側）は0.723，有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので，帰無仮説は棄却できない．帰無仮説を棄却できないので，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわらず，1回目と2回目自習の選択比率は同じであると見なすことが可能であり,「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」な実験協力者であるのかは，実験協力者の選択に影響を及ばさない.

表1におけるこの結果は，男子学生である実験協力者と女子学生である実験協力者の選択傾向の相違が影響した可能性があるため，表2では女子学生の選択結果を示した．しかし，データ数が少なく，０枚の部分があるため，表2からは女子学生は「せっかち」な実験協力者が多い（77.8％＝7/9）こと以外は言えない.

表１　「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（男女学生混在）

	「せっかち」	「我慢強い」
1回目と2回目	9枚	8枚
14回目と15回目	7枚	8枚
合計	16枚	16枚

出所）資料1を基に，筆者作成.

表２　「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（女子学生）

	「せっかち」	「我慢強い」
1回目と2回目	4枚	2枚
14回目と15回目	3枚	0枚
合計	7枚	2枚

出所）資料1を基に，筆者作成.

注）名前から女子学生と判断した学生を対象としている.

実験２の結果

実験2の表3（女子学生）の選択傾向は，実験1の表1（男女学生混在）とは違っている．実験1の表1では,「せっかち」な実験協力者は50％（＝16/32),「我慢強い」実験協力者は50％（＝16/32）存在しているが,実験2の表3では「せっかち」な実験協力者の方が多く,78.4％（＝29/37）存在している．実験1の表2（女子学生）では77.8％なので，資料1を用いた実験1・実験2における女子学生の選択傾向は似ている.

「せっかち」な実験協力者の1回目と2回目の自習選択比率は27.6％（＝8/29）であるのに対して，「我慢強い」実験協力者は12.5％（＝1/8）である．自習選択比率は乖離しているとはいえ，データ数が少ないため，実験前の予想，つまり，「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の選択は相違している，とはいえないかもしれない．そこで，独立性の検定を行なう.

実験協力者が，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわりなく，1回目と2回目自習の選択比率が同じという帰無仮説について検討する．Pearsonのχ2乗値（統計検定量）は0.775であり（自由度1)，Fisherの直接法による正

[12] 実験設定の段階では，両実験協力者における14回目と15回目自習時の効用の差異は，大きいと想定していた．この時には，両実験協力者における14回目と15回目自習時の効用の間に，1回目と 2回目自習時の効用が存在するように，単位取得確率に差を付ければ，両実験協力者の選択確率に差が生じる．しかし，両実験協力者における14回目と15回目自習時の効用の差異が大きくなければ，単位取得確率の差(例えば5％の差)がもたらす効用では，両実験協力者の選択確率に差が生じさせる可能性は低い．選択確率に差が生じない場合は，単位取得確率の差の設定が適切でないことを意味し，5％の差が適切でないとすれば，両実験協力者における14回目と15回目自習時の効用の差異（間隔）が予想以上に狭いために適切でない可能性がある．つまり，両実験協力者の時間割引率の差が予想以上に小さい可能性がある.

確有意確率（両側）は0.649，有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので，帰無仮説は棄却できない．帰無仮説を棄却できないので，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわらず，1回目と2回目自習の選択比率は同じであると見なすことが可能であり，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかは，実験協力者の選択に影響をおよぼさない．

表３　「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（女子学生）

	「せっかち」	「我慢強い」
1回目と2回目	8枚	1枚
14回目と15回目	21枚	7枚
合計	29枚	8枚

出所）資料1を基に，筆者作成．
注）名前から女子学生と判断した学生を対象としている．

実験３

実験3は，平成25年2月5日の北九州市立大学における「国際貿易論Ⅱ」受講生に対して行なった．授業終了後，回答してくれた学生には，ボーナス点を与えることを伝え，配付する用紙（資料2）に答えてくれるよう，協力を要請した．「国際貿易論Ⅱ」を受講していた学生は，経済学部，外国語学部，法学部の2年生～４年生である．

資料1における実験設定として，単位取得確率は，1回目と2回目自習の場合65％，14回目と15回目自習の場合60％としている．14回目と15回目自習を選択したいが，単位取得確率の高い1回目と2回目自習を選択するという記述をした実験協力者が何人か見られた．14回目と15回目自習を選択した実験協力者にしても，65％と60％の違い（5％の相違）であれば，得意な勉強方法，つまり，復習重視の勉強方法を選択したと記述する実験協力者が何人か存在し，単位取得確率は，実験協力者の選択に何らかの影響を与えている．

資料1において，単位取得確率を提示したことが，実験協力者の選択に影響を与えたのであれば，その影響の程度を見るために，1回目と2回目自習時の単位取得確率65％の第1のケースと，14回目と15回目自習時の単位取得確率65％の第2のケースの選択を行なう資料2に基づく実験3を実施した．

資料2では3つのことを聞いている．第1に，実験協力者の性格を自己評価してもらい，「せっかち」か「我慢強い」かについて聞いた．第2に，第1のケースとして，単位取得確率として，1回目と2回目自習の場合65％，14回目と15回目自習の場合60％とする時に，1回目と2回目自習か，14回目と15回目自習のどちらを選択するのかについて聞いた．第3に，第2のケースとして，単位取得確率として，1回目と2回目自習の場合60％，14回目と15回目自習の場合65％とする時に，1回目と2回目自習か，14回目と15回目自習のどちらを選択するかについて聞いた．

実験3において，資料2は80枚を配った．回答用紙の中に，実験設定を誤理解したことによって，選択に影響のあった回答は存在しなかった．理由に関する記述が回答用紙の半分以下であったために無効とした回答が11枚ある．無効とした回答が11枚なので，有効回答は69枚である．

実験３における予想

実験1・実験2では，自己評価の相違は，実験協力者の自習選択比率に相違をもたらさなかった．実験1・実験2と同様の実験設定である第1のケースにおいて，サンプル数が多くなっても，自己評価の相違が自習選択比率に相違をもたらさないという結論に変化はないと予想する．

実験1・実験2においては，単位取得確率5％の差に対して，確率に言及している実験協力者が存在したが，十分反応しているように見えなかった．しかし，実験3において，第1のケースと第2のケースを提示することは，単位取得確率5％の差への反応を高める可能性がある．単位取得確率への反応が高まる理由としては，次の2つの可能性を考えることができる．

第1のケースと第2のケースの提示が，単位取得確率に反応することを，実験者が促していると，実験協力者が無意識のうちに認識する可能性はある．また，65％と60％という単位取得確率は見ていたが，選択に利用するべき情報と認識していなかった実験協力者が，65％と60％と，60％と65％とが提示されることで，選択に際して，単位取得確率により注目するようになる可能性もある．

実験協力者の多くが，単位取得確率5％の差により反応するようになるのなら，第1のケースでは1回目と2回目自習，第2のケースでは14回目と15回目自習を多く選択する，と予想できる．

実験３の結果

実験3における表4（男女学生混在）においては，「せっかち」な実験協力者は56.5％（＝39/（39+30）），「我

慢強い」実験協力者は43.5％（＝30/（39+30））であり，表1（男女学生混在）と同様の結果である．

実験3の表5（女子学生）でも，「せっかち」な実験協力者の比率55.6％（＝15/（15+12））の方が高い．しかし，表4（男女学生混在）の56.5％よりも低いので，男子学生よりも女子学生の方が，「せっかち」な実験協力者の比率が高いとは言いきれない．この結果は，資料1と資料2の相違が影響した可能性があり，実験設定の相違が理由なのか，実験協力者の相違（学部の相違等）が理由なのかについて明らかにするためには，さらなる実験が必要である．

表6（表4の第1のケース：男女学生混在）において，「せっかち」な実験協力者の1回目と2回目自習の選択比率は71.8％（＝28/39）であるのに対して，「我慢強い」実験協力者は70.0％（＝21/30）である．自習の選択比率は近似しているため，実験前の予想，つまり，「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の選択は，実験1と実験2と同様に，相違していないかもしれない．そこで，独立性の検定を行なう．

「せっかち」な実験協力者であるのか，「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわりなく，1回目と2回目自習の選択比率が同じという帰無仮説について検討する．Pearsonのχ2乗値（統計検定量）は0.027であり（自由度1），漸近有意確率（両側）は0.871，有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので，帰無仮説は棄却できない．帰無仮説を棄却できないので，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわらず，1回目と2回目自習の選択比率は同じであると見なすことが可能であり，表1，表3と同様に，1回目と2回目自習時の単位取得確率65％の場合において，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかは，実験協力者の選択に影響をおよぼさない．

表7において，「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者が，第1のケースは1回目と2回目自習（単位取得確率65％），第2のケースにおいて14回目と15回目自習（単位取得確率65％）を選択する場合（以下では，この場合を「合理的」な選択と呼ぶ）と，それ以外の選択をする場合（以下では，この場合を非「合理的」な選択と呼ぶ）の比率について見ていく．この時，「合理的」な選択を行なうのは，「せっかち」な実験協力者は53.8％（＝21/（21+18））であり，「我慢強い」実験協力者は50.0％（＝15/（15+15））であり，「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者であるかにかかわりなく，「合理的」な選択を行なう確率は同じであるという帰無仮説についての検定を行なう．

Pearsonのχ2乗値（統計検定量）は0.101（自由度1），漸近有意確率（両側）は0.751，有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので，帰無仮説は棄却できない．帰無仮説を棄却できないので，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかにかかわらず，「合理的」な選択比率は同じであると見なすことが可能なので，「せっかち」な実験協力者であるのか「我慢強い」実験協力者であるのかは，実験協力者の「合理的」な選択に影響をおよぼさない．

表8によれば，第1のケースで1回目と2回目自習を選択した実験協力者は49人（71.0％＝49/69），第2のケースで1回目と2回目自習を選択した実験協力者は13人，第1のケースで14回目と15回目自習を選択した実験協力者は20人，第2のケースで14回目と15回目自習を選択した実験協力者は56人（81.2％＝56/69）存在する．したがって，実験協力者の多く（7割～ 8割）は，単位取得確率の高い方を選択している．

しかし，表8の結果は，こだわりのある実験協力者の存在しているもとでの結果である．表4より，1回目と2回目自習にこだわりのある実験協力者は6人～ 7人（「せっかち」な実験協力者6人，「我慢強い」実験協力者7人）存在し，14回目と15回目自習にこだわりのある実験協力者は10人程度（「せっかち」な実験協力者11人，「我慢強い」実験協力者9人）存在していることに留意が必要である．このことから，単位取得確率5％の差に影響されたと考えることの可能な実験協力者は36人（＝69人-6人-7人-11人-9人）であり，影響されなかったと考えることの可能な実験協力者33人（＝6人+7人+11人+9人）よりも多い．上述のように，こだわりのある実験協力者が少なからず存在していても，実験協力者の7割～ 8割は単位取得確率の高い方を選択しているので，単位取得確率に5％の差をつけるという実験設定は，妥当であったといえるかもしれない．

表４　「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（男女学生混在）

	「せっかち」	「我慢強い」
第1のケース：1回目と2回目，第2のケース：1回目と2回目	7枚	6枚
第1のケース：1回目と2回目，第2のケース：14回目と15回目	21枚	15枚
第1のケース：14回目と15回目，第2のケース：1回目と2回目	0枚	0枚
第1のケース：14回目と15回目，第2のケース：14回目と15回目	11枚	9枚
合　　計	39枚	30枚

出所）資料2を基に，筆者作成.

表５　「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（女子学生）

	「せっかち」	「我慢強い」
第1のケース：1回目と2回目，第2のケース：1回目と2回目	2枚	3枚
第1のケース：1回目と2回目，第2のケース：14回目と15回目	7枚	6枚
第1のケース：14回目と15回目，第2のケース：1回目と2回目	0枚	0枚
第1のケース：14回目と15回目，第2のケース：14回目と15回目	6枚	3枚
合　　計	15枚	12枚

出所）資料2を基に，筆者作成.

注）名前から女子学生と判断した学生を対象としている.

表６　第1のケースにおける「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者の自習選択（男女学生混在）

	「せっかち」	「我慢強い」
1回目と2回目	28枚	21枚
14回目と15回目	11枚	9枚
合計	39枚	30枚

出所）表4より，筆者作成.

表７　「合理的」な選択と非「合理的」な選択（男女学生混在）

	「せっかち」	「我慢強い」
「合理的」な選択	21枚	15枚
非「合理的」な選択	18枚	15枚
合計	39枚	30枚

出所）表4より，筆者作成.

注）「合理的」選択とは，第1のケースにおいて1回目と2回目，第2のケースにおいては14回目と15回目を選択することとし，非「合理的」な選択とはそれ以外のものを選択することであるとする.

表８　第1のケースと第2のケースにおける選択（男女学生混在）

	第1のケース	第2のケース
1回目と2回目	49枚	13枚
14回目と15回目	20枚	56枚
合計	69枚	69枚

出所）表4より，筆者作成.

注）第1のケースにおいて1回目と2回目，第2のケースにおいては14回目と15回目を選択することが，単位取得確率の高い選択である.

３．考察

性格の自己評価

2章の実験1，実験2，実験3では，実験協力者に自己評価した性格について聞いた．自己評価について聞いたので，実験協力者の持っている「せっかち」や「我慢強い」についてのイメージが反映されている．実験前においては，「せっかち」と「我慢強い」についてのイメージは，実験協力者に共通したものであり，「せっかち」な実験協力者の時間割引率は，「我慢強い」実験協力者の時間割引率よりも高いと考えていた.

「せっかち」な実験協力者は時間割引率が高いために，時間割引率の高いことに起因するさまざまな問題に直面しがちとなると考えていたので，さまざまな問題に直面する可能性のある「せっかち」な実験協力者は2割～ 3割であると予想していた．しかし，表1と表4では5割程度の実験協力者，表3では8割弱の実験協力者が，「せっかち」な実験協力者であり，予想よりも高かった．これは時間割引率が高いとはいえない実験協力者も，「せっかち」を選択した結果であり，「せっかち」な実験協力者の平均時間割引率は高くなかった可能性があると考えられる.

回答用紙を見てみると，「せっかち」や「我慢強い」を誤理解して，「せっかち」や「我慢強い」を選択した実験協力者は存在しなかった．しかし，「せっかち」や「我慢強い」を選択する理由の多くが，時間割引率に直接的には関連しない理由であった．例えば，「せっかち」と選択する理由としては，「早口である」等であり，「我慢強い」と選択する理由としては，「兄弟とのつきあいで我慢を覚えた」「部活を通じて我慢を覚えた」「時給の良くないアルバイトを2年以上続けている」等が理由として挙げられていた．

時間割引率が高いとはいえない実験協力者が「せっかち」を選択したことは，本論における当初の目的，つまり，性格を自己評価させることで，時間割引率の高い回答者を特定することに成功しなかったことを意味する．

実験協力者の自己評価する性格として，「せっかち」と「我慢強い」の2つの選択肢しか提示しなかったため，「我慢強い」とはいえないということから「せっかち」を選択する実験協力者や，「せっかち」とはいえないことから「我慢強い」を選択する実験協力者も存在した．しかし，「どちらでもない」という3番目の選択肢を示すと，「どちらでもない」という選択肢に選択が集中する可能性を危惧したため，「どちらでもない」という選択肢を提示しなかったが，「どちらでもない」という選択肢を提示することを考慮するべきだったのかもしれない．

「1回目と2回目」なのか「14回目と15回目」なのか

1回目と2回目自習を選択している回答用紙を見てみると，1回目と2回目自習を選択する理由としては，「最初のうちはまだ（予習を）やる気がある」「予習しておいた方が後々理解が高くなる」「(1回目と2回目の学習内容は）後で取り戻せる」等を挙げていた．14回目と15回目自習を選択しない理由としては「(15回目だと）先生がテストのポイント説明する」等を挙げていた．

14回目と15回目自習を選択している回答用紙を見てみると，1回目と2回目自習を選択しない理由として「何を勉強したらいいのか分からない」「自習のしようがない」「最初は自習する必要ない」「予習は得意でない」「講義とるか否かを1回目で決めている」等を挙げていた．14回目と15回目自習を選択する理由としては「何が理解できていないかが分かる」「分からないところを質問できる」「頭に入りやすい」「勉強はかどる」等を挙げていた．

回答用紙を見る限り，確率についての言及が多く見られることから，1回目と2回目自習と，14回目と15回目自習における効用の差の小さな実験協力者は，単位取得確率5％の差によって，選択に影響を受けていた．選択に影響を受けていた実験協力者の中には，自習したくないが,自習しないという選択肢がないために，あえて選択したという実験協力者が存在していた．実験協力者が，自習することはプラスの効用を与えるものと捉えるという前提で実験を行なったが，プラスの効用を与えるものではないと捉える実験協力者が存在するのならば，そのことを考慮した実験設定を行なう必要がある．今後の課題としたい．

回答用紙を見る限り，半数程度の,強いこだわりのあるように見える実験協力者は，単位取得確率の差をもっと大きくしても，選択に影響を与えることは困難なのかもしれない．例えば，強いこだわりのあるように見える実験協力者の中には，14回目と15回目自習時の単位取得確率が60％と設定されていても，14回目と15回目自習時の方が80点，90点を取る学生は多いのではないのかと考える実験協力者も存在していた．

「合理的」な選択と非「合理的」な選択

表4において，第1のケースでは1回目と2回目自習を選択，第2のケースでは14回目と15回目自習を選択することに対して，「合理的」な選択と呼んでいる．この時，「せっかち」な実験協力者であっても，「我慢強い」実験協力者であっても，50％程度の実験協力者が「合理的」な選択を行なっている．いいかえれば，50％程度の実験協力者は非「合理的」な選択を行なっている．

非「合理的」な選択を行なっている理由として考えることができることは，実験協力者はどの選択が「合理的」な選択であるのか分かっていない場合や，実験設定を誤理解する場合や，どの選択が「合理的」な選択であるのかを理解した上で[13]，非「合理的」な選択を行なう場合が考えられる．

本論では，非「合理的」な選択を行なっている理由として，どの選択が「合理的」な選択であるのかを理解した上で，経済的合理性に基づき，効用を最大化す

[13] 例えば，第2のケースの効用は14回目と15回目自習の方が単位取得確率の高いことを認識していても，第1のケースと違う選択をすることに違和感を覚えて，同じ選択をしてしまう可能性はある．また，たった5％の単位取得率の差に影響されて選択を変更することは，プライド(優秀な学生であるという自己認識)が許さないために，あえて選択を変化させないということを選んだ可能性もある．

る選択を行なっている可能性に注目する．つまり，第1のケースでも第2のケースでも，単位取得確率が5％高いことがもたらす効用が大きくないため，1回目と2回目自習選択の方が高い効用であり続ける，あるいは，14回目と15回目自習選択の方が高い効用であり続けるという状況を変化させることができない実験協力者が存在していたと見ている．上述のような実験協力者であれば，効用を最大化するために，合理的に選択する場合においても，非「合理的」な選択を行なう．

どの選択が「合理的」な選択であるのかを理解した上で選択していると考える理由は，第1のケースでは14回目と15回目自習，第2のケースでは1回目と2回目自習，つまり，単位取得確率が低い方をあえて選択した実験協力者は存在しなかったからである．単位取得確率の低い方を連続して選択した実験協力者は存在しなかったことから，どの選択が「合理的」な選択であるのかを理解した上で，効用を最大するように，合理的に選択している可能性に注目した．

4．まとめ

「せっかち」な実験協力者と「我慢強い」実験協力者を特定して，1回目と2回目自習を選択するのか，14回目と15回目自習を選択するのかの実験を行なった．実験の結果，「せっかち」な実験協力者であるか，「我慢強い」実験協力者であるかは，1回目と2回目自習を選択するのか，14回目と15回目自習を選択するのかに，影響のないことが明らかとなった．影響のなかった理由として，「せっかち」な実験協力者の時間割引率の方が，「我慢強い」実験協力者の時間割引率よりも高いという想定が満足されなかったことがもたらした可能性を指摘した．

本論の目的の1つは，簡明な質問によって時間割引率の高い実験協力者を特定することであったが，成功しなかった．しかし，実験によって単位取得確率5％の差に反応せず，選択に強いこだわり（第1のケースでも第2のケースでも，一貫して同じ選択肢を選択することへのこだわり）を持つために，非合理な選択をしているように見える実験協力者が半数近くいるという事実を明らかにした．この事実は，一部の実験協力者の時間割引率は低いという可能性を示唆するものである．いいかえれば，時間割引率が低いために，時間割引前の効用と時間割引後の効用がイコールであるかのように見えてしまう人が，少なからず存在する可能性を示唆する．

この可能性に留意して，実験や分析を行なうことが必要である．これまでの喫煙等に関わる行動経済学での研究は，時間割引率の特定や，時間割引率の高い人の行動に注目してきた．しかし，本論で明らかにした事実は，一部の実験協力者の時間割引率は低い可能性があり，時間割引率の低い人にも注目しなければ，社会における経済現象の説明は困難であることを示唆している．

今後の課題としては，時間割引率の高さを示す何らかの指標を見つけ出して[14]，再度，同様な実験を行なうことである．また，実験を行なう時期にも十分な考慮が必要である．本実験は講義の最後の時期に行なっており，そのため，14回目と15回目自習の効用の時間割引を行なっていない実験協力者の混在を危惧せざる得なかった．選択を行なう時点（参照点）が，講義開始前であることを明確にしていなかったことが，実験協力者の選択に影響を与えた可能性があり，実験を行なう時期にも十分な考慮をするとともに，選択を行なう時点（参照点）を明確に示した実験を行ないたい．参照点を考慮する場合，プロスペクト理論が関係してくるので，次に行なう実験はプロスペクト理論にも考慮した実験としたい．そして，男子学生と女子学生では選択傾向に相違が見られる可能性があるので，学年と学科以外に性別についても回答を求める方がいいのかもしれない．今後の検討課題としたい．

時間割引率の高さによってさまざまな問題に直面する人の比率は高いとは言えないが，人数で見ると，多くの人々がさまざまな問題に直面しており，直面する問題は個人の問題であると同時に，社会の問題でもある．簡明な質問によって時間割引率の高い人を明らかにし，時間割引率の高い人に対して，時間割引率が高いことを指摘し，注意を喚起することは，その人にとっても，社会にとっても重要である．今後，何らかの簡明な質問によって，時間割引率の高さを示す指標を見つけるための探究を行なっていきたい．

Received date 2013年7月22日

[14] インターネットやスマートフォンにほぼ毎日触れているかどうかに関する質問は，時間和割引率の高さの指標を探索するための1つの試みとなりえる質問と考えている．ほぼ毎日3時間なり4時間以上触れているか否かは，簡明であることとから，回答者は何が正しい回答であるかは容易に認識可能である．また，毎日長時間触れていることに対して，それほど悪いイメージがないので，正直な回答を期待できる．毎日，長時間触れていれば，ゼミ等で課される課題や将来のための英語の勉強等を行なう時間が少なくなるため，将来のことを軽く見て，現在の楽しみを重視する行動をとっていると考えることは可能なのかもしれない．したがって，インターネット等に長時間触れることは，時間割引率の高いことの指標となりうるかもしれない．

資料１

平成25年　　月　　日

　このレポートは集計データとして論文に利用する予定で，個人データとしては利用しません．また，プライバシーは保護します．このレポートの論文利用を承諾する場合は，選択理由を
裏面に半分以上書き込んで提出してください．裏面での書き込みが半分を超える時は，ボーナス点として3点を加えます．半分未満の場合は，ボーナス点として1点しか加えません．論文データとして利用されるのがいやな学生は，学籍番号と名前のみ書いて提出するか，提出しないでください．そのことによる不利益な扱いはしません．ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり，提出しない場合のボーナス点は0点となります．

学科　　学年　　学籍番号　　名前

問題１　あなたの自己評価として，あなたは「せっかち」な方ですか．あるいは「我慢強い」方ですか．どちらかの選択肢に〇をつけてください．

あなたの自己評価【「せっかち」「我慢強い」】

問題２　15回の授業のうち，2回分の授業に限り，それぞれの学生は図書館で自習することを選択できるとイメージしてください．ただし，図書館での自習は，1回目と2回目か，14回目と15回目という2つの選択肢を持つとします．60点以上を取る確率は，図書館での自習が1回目と2回目の場合65％，図書館での自習が14回目と15回目の場合60％とします．この時，2つの選択肢のうち，選択する選択肢に〇をつけてください．

あなたの選択【「1回目と2回目」「14回目と15回目」】

資料２

平成25年　　月　　日

このレポートは集計データとして論文に利用する予定で，個人データとしては利用しません．また，プライバシーは保護します．このレポートの論文利用を承諾する場合は，選択理由を裏面に半分以上書き込んで提出してください．裏面での書き込みが半分を超える時は，ボーナス点として3点を加えます．半分未満の場合は，ボーナス点として1点加えます．論文データとして利用されるのがいやな学生は，学籍番号と名前のみ書いて提出するか，提出しないでください．そのことによる不利益な扱いはしません．ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり，提出しない場合のボーナス点は0点となります．

学科　　学年　　学籍番号　　名前

問題１　あなたの自己評価として，あなたは「せっかち」な方ですか．あるいは，「我慢強い」方ですか．どちらかの選択肢に〇をつけてください．

あなたの自己評価【「せっかち」「我慢強い」】

問題２　15回の授業のうち，2回分の授業に限り，それぞれの学生は図書館で自習することを選択できるとイメージしてください．ただし，図書館での自習は，1回目と2回目か，14回目と15回目という2つの選択肢を持つとします．この時，2つのケースについてお尋ねします．第1のケースでは，60点以上を取る確率は，図書館での自習が1回目と2回目の場合65％，図書館での自習が14回目と15回目の場合60％とします．第2のケースでは，60点以上を取る確率は，図書館での自習が1回目と2回目の場合60％，図書館での自習が14回目と15回目の場合65％とします．2つのケースにおいて，2つの選択肢のうち，選択する選択肢に〇をつけてください．

第1のケース：60点以上を取る確率は，図書館での自習が1回目と2回目の場合65％
あなたの選択【「1回目と2回目」「14回目と15回目」】

第2のケース：60点以上を取る確率は，図書館での自習が1回目と2回目の場合60％
あなたの選択【「1回目と2回目」「14回目と15回目」】

【参考文献】

荒井一博（2012）：喫煙と禁煙の健康経済学　タバコが明かす人間の本性，中央公論新社.

池田新介（2012）：自滅する選択，東洋経済新報社.

依田高典，後藤励・西村周三（2009）：行動経済学：人はなぜ判断を誤るのか，日本評論社.

宮島英紀（2007）：まだ，たばこですか？，講談社.

Christopher F. Chabris et al.（2008）:”Individual Laboratory-Measured Discount Rates Predict Field Behavior,”Journal of Risk and Uncertainty 37 pp. 237-269.

インターネット
http://www.health-net.or.jp/tobacco/product/pd100000.html閲覧日2013年6月17日

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[原著論文]

上海工商外国語職業学院における実践的な日本語授業の準備
―グループでの授業設計を中心に―

張　冬梅*

Preparation for Practical Japanese Teaching in Shanghai Industry & Commerce Foreign Languages College
―Based on Collective Teaching Preparation―

Dongmei ZHANG*

Abstract

With the further development of the integration of the world economy, the education in China's higher vocational colleges ushers in the full-scale reform and improvement, and the reform of Japanese teaching in these higher vocational colleges is getting much more attention and greater importance has been attached to it. This thesis is centered on the present condition and problems of Japanese teaching in China's higher vocational colleges and it takes for example the present teaching condition in Japanese Department of Shanghai Industry & Commerce Foreign Languages College. By analyzing and researching the role of collective teaching preparation in practical teaching and practical ability training, the thesis concludes that collective teaching preparation plays an indispensable role in practical Japanese teaching and gives some suggestions on issues that should be noticed in collective teaching preparation.

KEY WORDS : practical Japanese teaching, teaching preparation, collective teaching preparation

1．はじめに

『高等職業大学の人材育成の強化についての意見』という指導要領の中には，中国における高等職業大学の人材育成モデルの基本的な特徴は，高等技術応用型人材を育成するのは根本的な任務であると述べられている．人材が社会のニーズに応じられるのを目指し，実践的な能力の育成を軸に学生の知識やスキル，素養構造と育成方案をデザインすべきである．そして，卒業生は基礎理論の知識が適度で，実践的な能力が高く，知識の幅が広く，素養が高いといった特徴を持つべきだといういくつかの要素が挙げられている．新しいカリキュラムと教育内容のシステムを構築し，実践教育の主な目的は学生の実践応用能力の育成で，教学計画に大きな比重を占めるべきであることも指摘された．高等職業大学の教育課程改革の一環として，「実践教育を通して，実践型と応用型の人材の育成」を主旨と特徴にして強調された．そこでは，従来の教科中心と異なる新しい学力の育成が意図されている．それと同時に，教育現場にいる一線の教師にも新しい授業力の向上を求めていることも考えられる．

本研究は上海工商外国語職業学院の日本語学部を例

＊上海工商外国语职业学院日本語学部

＊Shanghai Industry & Commerce Foreign Languages College Japanese Department

にし，職業大学における日本語教育の現状を分析し，グループでの授業設計の必要性と問題点について考察するものである．

2．日本語学部の現状と課題

筆者が勤めている上海工商外国語職業学院は，中国の大きな教育改革を背景に2001年に創立された．日本語学部も，学校の創立と一緒に創立された．上海における職業大学の中では設立した時期が比較的に早く，相当な規模を持つ大きな学部である．専門は，2007年まで「ビジネス日本語」「観光日本語」「科技日本語」を開設していたが，2007年以降は「応用日本語」だけを開設している．「１＋N」という人材育成モデルにより，しっかりした言語基礎と「聞く・話す・読む・書く・訳す」の実践能力を持ち，外事・ビジネス・旅行などの分野において翻訳・通訳，教育，管理などに従事できる国際視野と創造力を持つ総合型の優れた人材の育成を教育目標に掲げている．既存の日本語学部の学生が700人で，日本語の専任教師が18人（そのうち：日本人教師3人）もいる．まだ歴史が浅い日本語学部が，試行錯誤しながら職業大学における日本語教育に積極的に携わっている．また積極的に社会実践と実習活動に参加するように学生を励まし，数多くの大きな活動において翻訳・通訳，ガイド，接待などの仕事に従事させており，各方面から高い評価を受けている．

わずか10年の間に，本学部を卒業した学生の数は既に2500人にも達している．しかし，教育目標から見ても，卒業するまでの成績と卒業の進路から見ても，大きな成果を成し遂げたとは言えないのではなかろうか．高い評価を受ける学生の数はほんの一部で，思ったとおりに育成した優れた人材の割合はそれほど多くなかった．なぜそのような結果になったのだろうか．よく考えてみると，学生側の原因もあれば，教師側の原因もある．中国の場合は，国立大学と比べて，私立大学の進学予定者の質がそれほど良くないのがほとんどである．学生は学習意欲はもちろんのこと，適切な学習方法も見つからず，学習パワーも不足するのと重ね，全般的に成績がなかなか上がらない状態になるわけである．

そして，日本語学部の教員は，ほとんど一流大学の大学院の出身であるが，若手教員が大半を占めており，卒業してからすぐ本学部に勤めているので，日本語教育に携わる経験が浅く，効果的な指導法については，昔の教わる先生に影響を強く受け，主に教科中心と文法中心で，手探りしながら試行錯誤をしているのが現状である．

このような現状を見たら，国からの教育改革の呼びかけの声も高くなるのに加え，職業大学の教師として，自分の授業の実態を真剣に見直す時代が来るのではなかろうか．いかに経験豊かでも，すべての授業がうまく展開できると言う教師は多くないだろう．今の中国の高等職業大学の学生に対し，授業における実践的な内容がますます増えていくように要求されている．教員は教授法の改善，実践活動の設計，心理的なケアなど，色々な方面から授業の準備を工夫しなければならない時代が来ると考えられる．

中国国内における近年の教室内の「実践と応用」の活動の効果に関する研究の成果によれば，実践活動の実際は必ずしもその目標を十分に達成しているとは言えない．しかも，その理由について担当教師の指導力の不足に帰せられ，その結果，解決策としては，研修を通して教師の資質・能力を向上させることなどが提言されている[1)]．だが，本研究において，本学部の場合は，教員の研修はもちろんのこと，グループでの授業設計こそがいい実践教育活動を確保する根本的な要因であると考える．つまり，実践的な日本語の授業を推進するためには単に研修などで教師個々人レベルの指導力の向上への支援だけでは十分ではなく，実践活動の設計と授業の設計を巡る教師間の閉鎖的な現状を改善し，グループでの授業設計をもっと深く進めることが，取り組むべき基本的な改善策と考える．

3．グループでの授業設計の必要性とメリット

授業を成功させるためには，授業の準備はきわめて重要な一環としなければならない．一コマの授業は教育芸術の一過程だとしたら，授業の準備は教師のその芸術表現の序幕になる．授業の準備は実は教師が自ら一つ一つの授業の教育活動の内容，時間と空間構造の規範と最適化の過程である．これはまた繰り返しながら，徐々に成長して展開していく過程でもある．ほとんどの教師はそれぞれ個人任せで自分で授業を準備する形を採用しており，みんな独立している．こういう形で教師が教材に対し，自分なりの考えと理解が強調でき，そこで，教室の中に百花斉放という多彩な光景が現れることができる．

しかし，個人任せで授業を準備するのがある程度の限界がある時もあり，独自な個性と見解を求めすぎ，

授業に出てくる一部分の基礎的な知識や基本的な能力の浸透とトレーニングが見落とされる可能性もある．各教員が自分の所属する一つの領域に閉じこもり，教員間の交流が少なくなる傾向も見られる．そこで，教員間の相互協力が新しい課程標準の中にも特に強調されている．ある専門家は教師間の相互協力の七つのメリット（心理的なサポート，新しいアイデアの発見，模範と協力，パワーをもらう，仕事の負担を減らす，動機を強化する，変革を支持する）[2] をも指摘した．

教師間の相互協力の一つとして，本学の日本語学部は2002年からグループで授業を設計するという形を採用している．これは中国の学校では新しい制度ではなく，さまざまなメカニズムが既に整っている．グループで授業を設計するやり方は，50年代から中国の学校に導入された「教研組」[3] という校内研修組織の中で運営されている．「教研組」は，学校の同一教科の担当教師のもと，単元づくり，教材，授業法の検討・改善，公開授業，　　勉強会などの研修活動を行い，当該教科における専門的な資質・能力を高めるための研修組織である．その目的は，教師の専門的な成長，資質・能力の向上に重点を置き，各教科の教師の専門水準を高めることである．「教研組」のリーダーは「教研組長」である．「教研組」の仕組みは，本学部の場合は，以下のような形である．「日本語聴力教研組」と「応用日本語教研組」において，それぞれ「備課組」[4] が設けられている．一学年を一つのグループとしてこの学年に属している教師が集まっており，「〇〇備課組」に所属している．各学年レベルの「備課組」では，その学年レベルでの単元づくり，授業法に関する検討会などを行うものである．ここでは本学部のグループでの授業設計の実施についての必要性，試みと効果を考察したい．

日本語学部の場合は，一学年にクラスが7 ～ 10あり，教科書と教学進度が統一されている．教科担任制が導入されており，一人の日本語教員が一つのクラスを中心に授業を担当するのが殆どである．大体教員一人が35人～ 40人ほどの学生と毎日対面している．進学予定者の中に，上海甘泉中学校で六年間も日本語を勉強し，日本語能力試験の2級か1級に合格した学生もいれば，日本語がほぼゼロで，中国の地方方言の影響で発音さえ正しくできない学生もいる．クラスの人数が多く，レベルが揃わない学生に教えるのが難しいということを毎日痛感している．言語の教室と言ったら，人数が少なければ少ないほど一人当たりの練習時間が多いし，効果も出てくるはずである．

特に学部のほうが教育改革の呼びかけで，タスク中心の指導法を導入しながら，日本語言語能力訓練の教材開発においてもこの指導法の思想を一貫している．だから，タスクの設計とか，実践的な日本語の授業が今さらながら要求されている．授業用の活動をたくさん設計しなければならない．タスク中心の指導法を実行してから，教員一人当たりの仕事の量が多くなり，うまく準備できるかどうかが問題になる．人数の多いクラスの授業がうまく展開できるためにグループでの授業準備はもっと必要になる．

日本語学部のグループでの授業準備は，各教研グループを中心に教師を組織し，集団的に大綱と教材に目を通し，学生の状況を分析しながら，学科の教育計画，授業準備の分解，授業準備の大綱の検定，授業実践の情報のフィードバックなどの一連の活動である．これらの一連の活動を通じて，教員たちがたくさんのヒントを得ることができた．教師に与えられたタスクにレベルの違う学生がそれぞれどんな反応を示すか，どのように積極的にいい環境を作り，学生が自分の興味のある質問に探求しながら自主的に問題を解決する力を育成するか，どのようにして学生がグループ学習を通し，答えが求められるようになるかについて分析しながら，いろいろな授業のアイデアが出てくる．

また，教員間に，特に同じグループの教員間に（教育内容により熟知するので）互いに講義を参観し，授業を評価するのが奨励されている．評価した時，できるだけ縦に比較しながら，参観された教員の今回の授業の中には従来より合理的，科学的な部分を探し出す．また，今回の授業はどの方面が革新的なものであるか（たとえ少しだけでもいい）指摘し，その創造的な成果を積極的に肯定する．教員が様々な指導法を試みるのを勧め，次第に自分の個性に富む教授法を改善していくのを助ける．特に若い教師に対し，さらに納得できるように詳しい説明をし，「どうしてそのように改善してほしいのか」「どのようにやるべきか」とはっきり原因を言い，理解させる．つまり，評価者であれ，評価される教員であれ，誰でも平等交流の形で評価の中に学び，一コマの授業を検討することを通し，多くの教員の授業力を向上し，学級の動力を動かすという目的に達する．

詳しく説明すれば，グループでの授業設計のメリットが次の通りである．

１）グループの知恵を十分に発揮し，知識の共有ができる上に，教育効果が著しく良くなる．ほとんどの

教師は，授業の前に一人で授業の準備をするが，グループでの授業準備に比べたら，後者のほうが学生に知識の伝授がより多くより深いと考えられる．

2）学生の学習興味をそそることができる．教育効果の高まりにより，学生が気楽に勉強することを感じ，しかも自分が短い時間に多くのことが学べ，学習の中に一種の達成感を探し出すことができ，それにより彼らの学習の興味がますます高まっていく．

3）教員の仕事に対する積極性を高めることができる．教員間の相互理解を増進しながら，お互いの交流，協力，学術研究の楽しい雰囲気が醸し出せる．毎回のグループでの授業準備の発表には一人のスピーカーがいる．スピーカーとしては，自分の最も優秀な一面を同僚に見せたいのは当たり前のことだ．発表の前に，まじめに授業の準備をしておき，グループの授業準備の検討時間が大体40分ほどだが，当該教員が各種資料を調べる時間が数時間，さらに多くの時間が要る．そして，グループでの授業設計のときに，ある知識点ついて議論するのに参加しながら，雰囲気が盛り上がるにつれて積極的に討論の雰囲気に溶け込んでいく．だから，どの方面から言っても，グループの授業設計は教師の積極性を高めることができる．

4）授業の重点と難点が正確に把握でき，教師の全体的な授業力を絶えず向上させることができる．これにより教育過程の研究活動を最適化させ，教員の教育上の認知と行為を，科学的かつ合理的な方向に変えられる．自らの研鑽，グループの検討，分業後のスピーカー，授業後のフィードバックなどの過程は，教師の専門的な能力が発展する過程でもある．この過程はデメリットを避け，メリットを発揮することに役立ち，教員の高い起点からの発展にも繋がっている．

5）学校の既存の教育資源が開発でき，優れた先生の教学経験が広められ，若い先生の成長サイクルが短縮でき，学校の教育経費が節減できる．

4．グループでの授業設計の問題点と改善策

以上のように，皆の知恵を集め，皆の利点を採択するグループでの授業設計を深めることにより，教育の効果を高め，資源の共有が実現できるようになる．グループでの授業設計は課程改革，学校の発展，教師の成長に果たす役割が否認できない．その一方，グループでの授業設計は形式だけのことになってしまう時もあり，教育の質の向上，教師と生徒の共同発展を妨げることにもなりうる．

現在のグループでの授業準備の現状には次のような現象もあるようだ．一部の教師が多量の時間と精力を費やした「準備」は，形式上は「コピー」――教材や参考書の中に書いてある教育内容をコピーする，実質的には「頭を使わずに」――ただ教材や参考書の内容を写し，目的は「学校の検査に対処するため」で，私は授業の教案を持っていると示すだけである．これは一種の簡単な，受動的な「盗作式」の教案準備である．さらに，パソコンの「グループでの授業準備」の受益者にもなる．前回のグループの教案を継承するあるいは直接教案を転載し，書き写すプロセスも省くことになる．これらの教師のように，他人の教案の「役割」を発揮しても，自分の教えているクラスの学生を実際に把握できるかどうか，授業がうまく展開できるかどうかは問われるようになる．月日が経つにつれて，自分の授業力のレベルを高めるどころか，別の一種の教育の極端な境地に入る――思惟のパクリ，最終的に自分をも失ってしまうのではなかろうか．あるグループでの授業準備は，観念がはっきりしないため，時には極端な所に至った．

改善策としては，次のように考えられた．

1）個人準備を重視することである．理想的に考えたら，グループでの授業設計は教師それぞれの独立の準備活動を基礎に，個人準備の成果を分析し，検討し，完備させながら展開していく一連の創造的な活動である．個人の準備はその基本的な前提になるべきである．個人準備の基礎がなければ，いわゆるグループでの授業設計もないわけである．この意味から言うと，すべての教育の設計と手配は２回または２回以上の個人やグループの「クリア性」の検討があるべきだ．このように一種の制度として執行したら，非常に円満な結果になるのも当然だろう．

2）現行の「備課制度」を強化することである．この制度自身に対する強化と規範を求めるべきである．執行と管理をしながら，責任，義務，管理，保障措置がフォローアップすべきである．そして，指導と宣伝を通して，すべての教師に自覚意識，責任意識を持たせる．

3）「備課制度」の一部分を改善することである．グループの授業準備は個人の準備を基礎にして行わなければならない．そして，グループの授業設計が終わってもそのあとの修正はきわめて重要である．グループ全員の合意後，指導案が統一されて，この指導案は教育の行動綱領になるが完全に実行するかどうかは教員の一人一人が自分の判断ですべきである．統一され

た指導案に基づいて，自分の教えているクラスの実態を把握し，学生の実際のレベルに合わせて，自分の教育特長とスタイルを発揮しながら，指導案を完備する．これらのことを通し，自分のクラスの需要に相応しい理想的な授業の実現を求めることができる．

5．まとめ

どのようにグループでの授業準備の役割を発揮して，教師の専門技能を高めるのか本学部はずっと考えている．実は，グループの授業準備の意義は，教師の間に交流し合い，知恵の火花を衝突させ，教育資源の共有を実現することにある．これは皆で一緒に教学について研究することだ．教師たちは一緒に座り，授業のポイント，難点を検討しながら，授業をどのようにうまく展開するかについて討論する．すべての人は自分なりの考え方があるかもしれないが，若い教師は思惟が活躍し，年を取った教師は経験豊かである．交流を通して，上手は下手の手本下手は上手の手本のように互いに補完しながら，教材の理解を深める．授業の構想を開拓し，授業の教え方の意見をほぼ一致させながら，最適な教室の教育プログラムを形成する．適当な教授法と適当な授業設計は，必ず期待するいい結果が実現されると考えられる．

だが，教えることはただ教え方だけで決まるのではなく，本当の授業のデザインは教師がグループでの授業準備をもとに，もう一度のまとめ，アップと再創造，自分の特長が生かせ，個人的なポテンシャルを発揮する授業案をデザインするべきだ．このようにして，自分の教え方の個性がうまく発揮でき，学生の学習現状に応じて指導案を出すことができるはずである．

世界経済のグローバル化の発展につれて，中国の高等職業大学の教育は全面的な改革と発展の時期を迎えた．職業大学における日本語教育の改革も多くの注目と関心を集めている．職業大学にとっては，社会に適応する実践的な教育は理論教育に頼りすぎる状況を改善し，比較的に独立の実践教育システムを探索しなければならない．目的に対して最も適切な方針・計画をたて，設計を行い理論の基礎教育は応用を目的に，必需，用に足るのを尺度に，概念の明確と応用の強化を教学の重点にするべきだ．専門科目は対応性と実用性を強化しているとき，学生に一定の持続可能な発展力を持たせるべきだ．本研究は中国職業大学の日本語教育の現状と課題をめぐり，上海工商外国語職業学院の日本語学部の教育現状を実例にし，グループでの授業設計と準備活動は実践的な日本語教育と実践型人材の育成に果たす役割を分析したものである．グループでの授業設計が実践的な日本語教育において，無視できない役割をもっており，そして問題点や改善策も指摘するものである．

また，クループでの授業設計に必要で不可欠な学校の管理，学校外の支援としての教員間の交流と連携の在り方などについて検証する必要がある．それらを今後の研究課題として深化していきたい．

Received date 2013年7月20日

[注]

1）郭元祥「综合实践活动呼唤教师的有效指导」『教育科学研究』2006年8月，ｐ.27；钱贵晴「综合实践活动课师资队伍的现状调查及发展对策研究」『贵阳金筑大学学报』2003年3月，ｐ.101などにおいて指摘されている．

2）http://www.cnki.com.cn/Article/CJFDTOTAL-CDJY200910008.htm

3）「教研組」の役割について，李莉「教研组制度与教师同伴指导制度之比较研究」『当代教育科学』2004年12月，ｐ.44において論じている．

4）「備課組」は，授業の指導案を作ったり，授業に関する検討会を行ったりする組織である．

参考文献

1．吉田俊和・廣岡秀一・斎藤和志（2002）『21世紀型授業作り48　教室で学ぶ』《创新培训模式促进教师成长》明治図書

2．章兼中（1996）《英语教育学》山西高校联合出版社

3．刘涛（2008）《教师专业合作的理论与实践研究》学位论文

4．吕成栋(2012)《创新培训模式促进教师成长》师道・教研

5．零玉英（2012）《高效集体备课应注意的几个方面》读与写（教育教学刊）

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[実践的研究]

地域連携型教育について　―　ゼミの活動を通して（2）

有村　安生*

キーワード：地域連携・コミュニケーション能力・問題解決能力

Educational Program for Community-based Cooperation (2)

Yasuo ARIMURA*

Abstract

The purpose of this research report is to demonstrate the educational effect on the field work. Most universities have some objectives for students to attain before graduation, such as the areas of the communicative ability and problem-solving ability. But it is very difficult for them to foster these abilities only by attending some lectures. Some universities including this university adopt new ways of learning, that is, the participatory learning and try to foster these abilities through the participatory learning. In this second paper it is reported on what the students think of the participatory learning, and whether they can acquire thinking skills, problem-solving ability, and a creative attitude to deal with problems.

KEY WORDS : Regional Cooperation, Communicative Ability, Problem-solving Ability

はじめに

平成23、24、25年度はイギリスのナショナルトラスト運動を念頭に入れて、地域の環境ボランティアへの参加、地域商店街の活性化運動への参加、地域農園での農園体験を通して、地域の人々がいかに自然の景勝を保全しようと努力しているか、街並みをいかに再生させようと努力しているか、また田園の景観をいかに荒廃させないよう努力しているかを調査することにした。

まずはじめに学生達に「ナショナルトラスト運動」という聞き慣れない運動に関して、ビデオを見せて、その運動に関しての感想を聞いてみた。

① ナショナルトラストの運動で世界数々の歴史的建造物が保護されている。この運動がなかったらほとんどのものは崩壊していただろう。1800年頃から産業が発達しだし、森などがたくさん失われる中で、ナショナルトラストが現在までにたくさんの貴重な財産を守り抜いてきた。この運動は子供たちの教養にも繋がるはず。これからも保護してほしいと思います。

② 今日の授業で学んだことは、ナショナルトラストはボランティア団体で、保護させるべき場所を指定して、買い上げ管理などすることが分かりました。こういう団体は本当に大事だと思うし、素晴らしいことだと思います。こういう団体を世界でもっと拡大していくべきだと思うし、世界を綺麗にしていけたらいいなと思う。今日の授業でいろいろ考えることがあるし、学ぶことができとてもよかった。色々な歴史を知れて楽しかったです！

③ 今回、古い建物や自然を守ろうとする団体「ナシ

＊九州共立大学経済学部　＊Kyushu Kyoritsu University

ョナル・トラスト」について学びました。これは、イギリスで産業革命が始まった頃から100年以上活動していて、このような活動が新しい世代に芸術や自然の素晴らしさを強く伝えていると思いました。日本でも昔からある建物や自然の大切さや素晴らしさを再確認していき、このような活動がもっと活発になるべきだと思いました。

④　ナショナル・トラストとは英国が歴史的建造物を保護するために設立されたボランティア団体であること、そしてナショナル・トラストは1800年代の建造物を中心に保護しているということ、保護している建造物が民家の場合なら家具があるなら動かさないように慎重に整備している。家具がないなら当時のような雰囲気を出すために家具を買い揃えて保護していること、他にもナショナル・トラストが保護している自然の地域があり、環境保全にも役に立っていることを学びました。

⑤　ナショナルトラストのビデオを見て、ポターのような感性をもつにはやはり素晴らしい環境も大事なんだと思った。日本ならばすぐにマンションやらビルやらたくさんの建物を建てていたはず。湖水地方のような素晴らしく優雅な街がポターのような感性を育ててくれたのだろう。そのおかげで今もピーターラビットなど子供の教養に必要な絵本が生まれた。これからもナショナルトラストにはたくさんの資源を守ってほしいと思います。

⑥　湖水地方を愛した人にビアトリクス・ポターがいます。彼女は自然豊かな湖水地方で過ごした経験からピーターラビットの物語を生み出し、たちまちベストセラーになります。彼女はその印税などで湖水地方の土地を買い取って、湖水地方の自然を守っていきました。彼女の死後、遺言通りに彼女の守ってきたものは、ナショナル・トラストに寄付されました。今でも、彼女が作品に残した風景が残され、彼女の自宅はHill Top農場という名で一般公開されています。日本では、急速な経済発展によって多くの自然や古いものを失っていき、また国民の保護・保存についての関心もイギリスなどに比べると高くはありません。でも、今はこういったものを守っていくときであり、多くの人にこういった素晴らしいものを知ってもらいたいと感じました。

第１章　体験農園での学外研修

平成23年度学外研修は「地域との共生、フィールドワーク」というテーマで実施した。最初の４月末の研修は天候に恵まれ、大学から約15分位の所にある若松の広い農園とトマト農園で実施した。この天野農園は今年から市民に開放した農業体験型農園ということで、土地の耕起、道具、苗、肥料など準備されていて、初めての学生でも播種と植付だけで農作物の育成体験ができるということで安心して研修ができ、自然の中での体験や土と直接触れ合うことで、坐学では得られない心の癒しを感じる体験となった。

１．天野農園とトマト農園

まずは農機具からの説明（シャベル、鍬、スコップ、レーキ、鎌など）と野菜の苗の説明であったが、名前は知っているが、植えつけられたジャガイモの新芽を他の新芽と間違える学生もいて、食べる野菜がどのようにして育つか知る環境が程遠くなってきていることを実感する。畑は粘土質で、保湿性があるということだが、乾燥したこのような畑で雑草を取るのには苦労する。そして、日本の農業は主に除草型農業、外国は主に水掛農業ということで、昔から日本での農業は大変だったことが推測される。それからこれから育てる各野菜の係りを決める。品種はなす、ピーマン、ミニトマト、キューリ、ズッキーニ、オクラ、シシトウ、大根、ブロッコリー、ジャガイモ、小松菜、ほうれん草、レタス、サトイモ、ツクネと15種類の野菜を分担して植えることになった。播種、植付、支柱立て、紐掛け、水遣りなどを行い、午前中の仕事があっという間に終わった。休憩時間では天野さんが丁寧に育てている完熟トマトを皆で食べたが、有機農業で育ててきたということで、普段購入するストアなどのトマトとはやはり異なる本当に美味しい味がして、学生もとても感心していた。

午後からは天野さんが大切に育てているハウスでのトマトの作業。普段何となく食べているトマトの管理がいかに大事かを知ることができた作業であった。剪定の仕方、脇目の切り方など教えてもらい、慎重に作業したが、当日は25℃の暑さで、またそれがビニールハウス内での仕事だったので、汗をかきながらの仕事はだいぶ学生には応えたようである。しかし、その間、たくさんのお客がひっきりなしにトマト狩り農園に訪れることに触れ、生産者の立場（できるだけ綺麗で美味しいトマトを多くいかに生産するか、そのための日々の剪定と温度管理がいかに大事であるか細心の注意を払う姿勢）と消費者の立場（美味しいトマトをできるだけ安く、いかに多く買うかという立場）の両

方を知ることになった。特に、生産者の立場からいろいろな課題があることも聞くことになった。

今回の最初の研修では、普段学生が慣れていない農園の大地とのふれあい、野菜の生命とのふれあいなど初めての第1回目の作業だったが、天野さんの丁寧な指導で学生も安心して作業ができ、農作物の成長がどのようになるのか次回の楽しみとして作業を終えた。

マルチの中に苗を植える

トマト農園前のヤギとの触れ合い

トマト農園での脇芽のカット

学生の感想

①　第一回目の農作業体験をさせていただきました。幸い天候にも恵まれて、晴れていました。9時に集まりバスに揺られて、農場に着いた後に、農家の人から、何を植えて、どのように植えるのか話していただきました。ナス、ピーマン、ミニトマト、キュウリ、ズッキーニ、オクラ、シシトウ、ダイコン、ブロッコリー、ジャガイモ、コマツナ、ホウレンソウ、レタス、サトイモ、ツクイモ、トウモロコシのどれを植えたいですかと聞かれ、一瞬迷いましたが、ナスにしました。畑に行き、ナスの苗を二つ持ってナスを植えさせていただいたのですが、植えるところを間違えてしまい、もう二つ植えさせていただきました。私が植えた、4つのナスがおいしくできたらいいなぁと思います。植え終えた後に、熟したトマトを二つ食べさせていただきました。当店で並んであるトマトとは、やはり違った味を味わえたのと、とてもおいしかったのとで、二倍分の幸せを感じることが出来ました。昼食を食べ終えた後は、赤いトマトと青いトマトの間の葉っぱを取る作業をしました。しかし、すこし曖昧なところもあったので少ししか作業が出来なかったのが、反省点です。第二回目の農作業をするときは、自分でも試行錯誤しながらやっていきたいと思います。

②　3年になって最初の農業体験で野菜作りを体験させてもらいました。２年の時は田植えだったので前回と違う作業に手間取ることも多かったのですが、代表の天野さんに教わりながら進めていきました。16種類あった野菜の中から自分達が選んだのは、シシトウ、レタス、小松菜、とうもろこしでした。中でも意外と難しかったのは小松菜で作業自体は草取りだけの簡単な作業だったのですが、小松菜の葉と雑草の葉との見分けがつきにくく苦戦しました。それと時間が足りなくてできなかった。とうもろこしの作業を有村先生と原さんがやってくれたことはとても有難かったです。それぞれが慣れない作業でしたが、一日の農業体験を終えて、初めて野菜を作ってみて達成感と、自分たちの植えた野菜がどういう風に成長するだろうかという期待感を感じて、とても充実した一日を送りました。

③　4月30日に農業体験に行きました。最初はみんな不慣れでしたが、天野さんの話を聞いて愛情を込めて野菜を作るという大切さを学びました。農家の方は毎日やっていると考えると大変だなと感じました。

④　普段の生活では体験しない作業をし、野菜も生きているということを学び、収穫できたときの充実感を得ることがとても新鮮に感じました。

⑤　今後2回ＦＷに行きます。そのときには自分たちの野菜の特徴を掴んで収穫するときにみんなで喜べたらなと思います。

⑥　今回、初めて農業体験をしました。私たちは農業に興味があまりなかったのですが、農業体験をしていくうちに農業についてだんだんと興味がわいてきました。それから午後にトマトの作業に移りました。

⑦　トマト作りはとても大変でしたが、その分面白さもあり、とても充実した農業体験をすることができました。

⑧　昼食を食べ終えた後は、赤いトマトと青いトマトの間の葉っぱを取る作業をしました。しかし、すこし曖昧なところもあったので少ししか作業が出来なかったのが、反省点です。第二回目の農作業をするときは、自分でも試行錯誤しながらやっていきたいと思います。

２．農園

２回目の研修は約30度位ある中、5時頃から6時ま

での夕方、3人の学生と除草作業を行った。3週間経っていたので多分、雑草がたくさん生えていて、野菜はあまり成長していないだろうと思いながら現地へ。昨日から急に気温が上がり、湿気もあり、汗をおおいにかきながらの作業となった。予想通り、雑草の中に野菜があり、マルチを敷いたところには雑草はなかった。一畝毎に4人で作業に入るが、粘土質の土なので乾燥していて、小さなスコップに力が入る。始めの枝豆の一畝に15分掛かるが、次のブロッコリーは10分、次の畝は5分と調子に乗るが、ジャガイモの畝のところでは小さなスコップで掘るのには硬過ぎるので大きなスコップを用いて除草を行う。今は耕運機がなければ本当に農業は大変だと思う次第であった。熱中症予防のために絶えず水を飲みながら作業を行い、1時間経った所で今日の作業は終えることにした。黒マルチのある茄子、ピーマン、キューリの所はさすがに雑草は生えてないので科学の力は強い。収穫できたのは小松菜で既に大きく成長し、路地ものなので緑が濃く、葉緑素を試すためか学生は生で食べていたが、味はどうであったろうか？来週は周りのごつい雑草を皆で取り、更にすっきりさせようと思っている。最後に水をかけ、更なる成長を願う。写真は、雑草の中のブロッコリー、マルチの中のキューリ、ピーマン、雑草の中の枝豆、すっきりした枝豆の畝である。

除草前の畑

除草した後の枝豆

除草作業

3．トマト農園

3回目は台風2号の発生で、ここ数日雨が降り続いている関係で、4月の暑い中での作業とは異なり、18度位で、汗をかく気候でもなかったのでハウス内での作業は前回よりは作業しやすかった。

今回は雨の関係で、ハウス内での作業となったが、トマトの背も大分大きくなり、4、5mは伸びていた。農作業は灰色カビ病にかかった葉、茎、実の除去と腐りかかった茎の所に菌を閉じ込めるために納豆菌を塗り込む作業を行った。この病気にかかると茎全体が腐っていき、イチゴなどの農作物全体にもある病気である。特に今日のような雨の降る湿ったときに発生する病気とのことである。トマトは南米のアンデス辺りが原産で、乾燥した地域の農作物で、日本のような異なった環境、地域で育てるには、そこで発生するいろいろな病気との闘いでもあるようで本当に大変である。

この塗布作業は単純作業なので学生は１時間位で疲れてきたようである。この間、他のイチゴ農家の方と話す機会もあり、５月ではハウスのイチゴは既に終り、今は来年度の新たな育苗の最中との事であり、今は一人で育苗を行い、農繁期には2人位パートを雇い、経営しているとのことであった。また、学生から有機農業での経営はどうかとの質問対して、費用対効果でいくと、経営的には難しいのではないかとの応えであり、個人的な有機での農作業と経営での有機作業の難しい課題を突きつけられた。

食事後、雨が少し上がったので、薬を塗る作業をしている学生を除いて、農園に行き、除草作業をした。雨のため除草は簡単なようであったが、残念ながら、粘土質なので、根についた土が重く、また、雨靴にも粘土が付き、思い通りにいかない。その後、雨が再度降り出したので、雨靴を洗い、午前中で今日の作業は終りにした。残りの支柱立てや農薬散布は来週の晴れた空いた日に学生と車で行くしかない。命あるものを育てる過程は苦労が多いが、実ったときの喜びを皆で分かち合いたいと思うし、生産者である農家の方の苦労を少しでも学生が感じてくれればと思う次第であった。

トマト作業

灰色カビ病

塗り薬作業

雨が上がっての除草作業

学生の感想

① 雨の中の作業だったので午前中だけの作業でした。まずトマトハウスで灰色カビ病と言われるトマトを腐らしてしまうものを切り落とす作業をしました。空気感染してしまうものなので見落としがないように切り落としていきました。後半は雨が上がっていたので畑でそれぞれ担当している野菜の手入れをしました。主に除草作業をして終わりました。ＦＷ一回目から約一ヶ月でそれぞれ野菜たちが大きく成長していることに感動しました。

② 5月29日に農業体験に行きました。今回は灰色カビ病にかかったトマトを回収する作業をしました。病気のトマトを見分けるのがすごく大変でした。そういう病気があるのを初めて知りました。とてもいい体験ができました。

４．農園

４回目は7月2日（土）の曇り空の蒸し暑い中での農作業で、前期最後のフィールドワークとなった。蒸し暑くなるので、熱中症だけには気を使い、クーラーボックスの中に水とスポーツドリンクを持参する。9時出発のはずだが、3名ほど遅刻し、少し発車が遅れる。前日まで雨のため、下地はまだ粘土質のため、ぬかるんでいる。今日の作業は大根、ジャガイモは根腐れを起こしているかもしれないので収穫、後はレタス、ミニトマト、シシトウの収穫とトマト、ピーマン、キューリなどは支柱へ誘引、整枝をし、茄子、ピーマン、トマト、キューリなどはマルチを外して、追肥を行う。追肥は市販の化成肥料ではなくて、有機肥料を微生物によって発酵させたボカシ肥料を使用するので、やはり収穫物は美味しいものができるようだ。

学生は月１回しか来れないので、雑草との戦いであるが、その中で、レタス、大根、茄子はたくさん取れ、キューリなども期待以上のものが取れた。ジャガイモは小さいがそれなりに収穫できた。ミニトマトは脇目が多く、また整枝もしてなかったので、実の付き具合は悪い。枝豆も順調に育っているが、あと少ししたら収穫が近いようだ。

蒸し暑いので、水の補給は絶えずするよう促す。数名の学生が天野さんと車で出かけている間、隣の畑でスイカ栽培をされている農家の方と話す機会があった。若松はミニスイカも特産品であるとの事で、一つの苗に５、６個ならしていくとのことで、今日は卵大になったところに支柱を立てて、どこに成っているかを印を付けているところであった。雨が多かったせいか少し成長が遅れているとの事であったが、月末には収穫が始まり、ほとんどは地元に供給するとの事で、遠い所に配送するほど作付けはしてないとの事、また、両親、祖母、子供４人の家族総出で仕事をしていた。只、農家の仕事はサラリーマンと異なり、ある意味で気楽にできるとの事で、明るい顔をされていたことがそれを証明しているようだ。

9時半から11時頃には仕事も終わったので、最後に天野さんを囲んで、農園の農道に坐り学生と話し合うことになった。

まず、天野さんはトマト農園の経営や他の農園をするにあたって、この自然界には学ぼうとするものしか育たないし、生きられないという独特の話から切り出し、学生の甘い考えを変えるように話し出す。「人間界においてはこれまでは、わからない場合は教える先生が悪いとなる場合もあり、おかしな世の中になった。しかし、これだけ社会が落ち込み、経済状況も悪化すると、学ぶ姿勢や仕事ができない場合は切り捨てていく世の中になる。だから、学生時代の内から目標を持ち、学ぶ姿勢を持ち、楽しく人生を生きるようすべきであり、それを見出さない場合は落ちこぼれて入っても仕方がないのではないか。楽しくするということは怠けるということではなくて、積極的に好きなことを一生懸命するということで、それによって楽しさがいっそう増してくる。私は日本一のトマト農家になるために、楽しく人生を生きているが、君たちの目標は何であるか。確かに人と付き合うことは傷つきあう場合もあるが、それは成長の過程には必要なもので、その係わり合いの中から人間は成長するものである。」と学生に農園の中で丁寧に自然を相手にして、農業をすることの難しさから生まれた人生観を話してくれた。

次に全学生に、このFWに対する感想、あるいは目標などあるかどうか話し合い、有意義なうちに今回も終わった。農園前での話し合いなどは学生も初めてであろうが、良い体験であった。

第２章　堀川清掃事業参加

折尾にある大学近くの堀川は、遠賀川から分かれ、中間市、水巻町そして再び八幡西区折尾を経て洞海湾へと注ぐ運河であった。この川は江戸時代に開削され、洪水などの水害防止のために建設が進められてきたが、1891年には筑豊炭田から若松港への石炭輸送に重要な役割を果たしてきた。それで、この川は江戸時代の先人達が地域の繁栄を願い、長い歳月と苦労を重ね、幾多の困難を克服して造り上げた貴重な財産であり、2007年には、近代化産業遺産にも認定された。しかしながら、近年になってこの川への人々の意識は薄れ、一時、ヘドロとゴミがたまった川となっていたが、堀川まちおこし実行委員会が形成され、そして、かけがえのない流域の財産である堀川を愛する地域活動が開始された。それで、このゼミでもこの川の清掃活動を通して、ふるさとを愛する心と環境問題に対するモラルとマナーを向上させるために参加することにした。

平成23年度10月2日、8時半に大学祭実行委員、九州女子大大学祭実行委員、自由ヶ丘高校生の他、折尾の役所、企業、町内会住民など総勢約331名が参加して、駅前を中心とした堀川沿いの清掃作業を行った。当ゼミ生は主に折尾高校前の切通し付近の流域を清掃したが、切通し付近はかつて江戸時代に一部一枚岩をノミで工事して貫通させたとの事で、その歴史の跡を学びながら、住民の方と協力して清掃活動に参加した。

集合

川の中での清掃作業

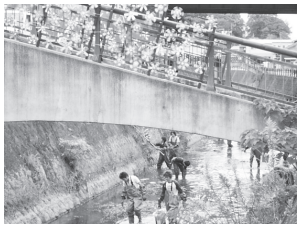

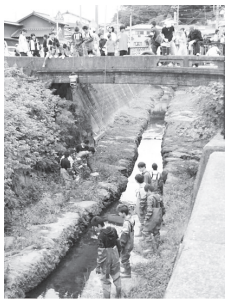

折尾高校前の歴史のある切通し

学生の感想

① 地域の人達が大人から子どもまで、たくさん参加していてびっくりした。今年で10年目と言っていたけれど、10年も続いているのは、地域の人達が協力しあって川をキレイにしようという気持ちがあるからだと思います。川は私が思っていたよりきれいでした。年々の積み重ねが繋がってるんだと思いました。空き缶や食べたゴミなど小さなものがたくさんあったけれど、中には机や、すだれの様な粗大ゴミがあった。それは業者の人が運んでいる途中に捨てたりしたからと先生は言っていました。マナーを守れば、ゴミは減ると思うしもっと折尾がきれいな街になると思います。ゴミはゴミ箱に捨てる。当たり前のことだと思います。１人１人の心がけ次第で変われると思います。地域の人達と協力し合って何かひとつのことをするのはとてもいいことだと思います。また何か機会があったら参加したいと思いました。

② 今回、堀川清掃に初めて参加して、ボランティアの大切さや大変さを身をもって体感することができました。朝9時位はとても面倒だな、とか思っていましたが、実際に川の中に入ってみんなで清掃活動をしている間にすがすがしい気持ちになってきて、後半は自ら進んで清掃活動を行いました。各大学や、折尾商連の人たちなどと交流を深められたと思うので堀川清掃を行って、とても自分にとってプラスになったと思います。これからもこのようなボランティア活動があったら、参加したいと思いました。

③ 私が堀川清掃に参加して学んだことは２つあります。１つ目は、堀川は人工の川だということです。人の手で石を削って作られています。実際に見てみて人工だということが分かりました。２つ目は、堀川の現状です。今回の清掃でタイヤや自転車、傘など行為的に捨てられたとしか考えられない物がたくさんみつかりました。開会式で第１回のときのゴミの量を聞き驚きましたが、10回目の今回でもまだあれだけのゴミが集められ悲しくなりました。「ゴ

ミはゴミ箱に」一人一人が意識して取り組むだけでゴミは減ると思います。この活動を何年続けてもみんなの意識が変わらなければゴミはなくならないと思いました。

第３章　黒崎祭と折尾祭

黒崎地区にもシャッター街通り出現という不名誉な名前がはびこり、人通りの少ない街になりつつあることから、地域の商店街が立ち上がり、いろいろなテーマで活性化の運動がなされています。今回は地域の商店街の人との交流ということで、平成23年度にこの祭に参加することにした。祭はかつて長崎街道沿いの宿場町ということで黒崎宿場祭と命名され、武者達の行列など行われ、出店が多く出て、祭を盛上げている。学生は2日間だけこの祭に出店し、話合いの末、北海道産のイモモチを販売することにした。店はパチンコ屋の近くで、うるさい場所であったが、客の呼び込み、販売、売上と貴重な体験をするになった。

① 今日の研修は、10時から始まると思っていましたが、レンジが使えず結局11時から始まることになりました。10時から始まることにしているのであれば、その時間までにレンジを直しておくべきだと思いました。でないと、人は集まっているのに活動しているのかどうか分からないので、いももちを買おうか迷っているお客さんも結局活動しているかどうか分からないから買うのをやめてしまうお客さんもいると思うのでそこの点ははっきりさせておいた方がいいと思いました。今回黒崎祭りに参加させて戴いてパチンコ屋さんががたくさんある現状にびっくりしました こんなにもスロットに人間ははまってしまうものなのかと… パチンコ屋さんがあんなに連なっていたら私たちがいももちを焼いたとしてもパチンコ屋さんがあんなにあったら不良の溜まり場だと私は思ってしまうので本当にパチンコ屋さんが好きな方でないとあの通りにはまず足を運ばないと思いますし、このままだとあの通りはもっと廃れていくのだろうと思います。だからもっと町を繁栄していこうと思うのであれば美味しいお店を出すとかしないといけないと思います。今回私は声を出していももちを売っていきましたが、声を張って売るだけでは客は来てくれずやはり店から出ていっていももちいかがですかといももちを売り込めばもっといも餅が売れてたのではないのではないだろうかと思いました。私も所詮受け身の姿勢で店を切り盛りしていたのがいけない原因なのだと思いました。

② 今回の学外研修で、黒崎商店街の様子を少し知ることができました。お年寄りの方が多く若い人が少ない、シャッターで締め切られてたりなんだかさびしい感じでした。なぜシャッター街になったのか、やっぱり若い人が少なくなってきたからなのかなぁと考えました。今回、黒崎祭りに参加するというのは知っていましたが何をするか全く知らなくて正直焦っていました、けれど先輩が「いももち」を作って売るということを聞き多少安心していももちづくりに励みました。いももちづくり、焼いて醤油を塗るという作業。この仕事を何年もしてるかのようなベテランさんが出てきたので、自分はもうホント見つつ補助をするというかなんというか…。ベテランさんが作ったいももち美味しかったです。他のゼミの先輩と今後の大学生活の話とかができ、いい経験になりました。次は大学祭、今回のいいところを伸ばし売り上げに貢献できるように頑張りたいです。

この他、平成24、25年度には「まちじゅうがキャンパス・世界のトモダチ学研都市ORIO」をキャッチフレーズに開催される6月の「折尾まつり」にも参加し、活動している地域住民のサポートをして、交流を図った。24年度は出店し、25年度は大学からテントを10数張り借りて、車で運び、それを設営する仕事で、重労働のする仕事であったが、祭の主催者である商工会にとっては協力する若者がいないと成り立たない祭であると実感した次第で、大学祭実行委員会などが主導的に行動していた。そして、同じ学園からは留学生の参加する異国の料理が楽しめる「国際屋台村」などもあった。

集合

学生の感想

① 先日の折尾祭に参加させていただいて様々なことを学ぶことができた。自分が行ったときにはホットドックの販売は終了していたが、片づけは少しだ

けれど手伝うことができた。しかしその片付けも自分は少しだけしかできず実行委員会の人たちや先輩方の行動力はすごいと思った。折尾祭は、50の団体と実行委員60名を含む計400名のスタッフで作られているそうです。こんな大きな地域の祭りにかかわれたことをうれしく思います。

② 6月2・3日に折尾まつりがありました。大学から出店するということで、前日の1日に祭の会場準備を行いました。主にテントを建てるという仕事で、トラックからテントの部品を降ろしテントの骨組みを作っていきます。その後、シートを骨組みに付けます。これを数十張り建てていくので結構な重労働でしたが、協力してやっていきました。全てを建て終わった後に会場を見ると、ここで祭が行われるという雰囲気を感じることができました。そして祭当日を迎えました。折尾まつりは昭和63年に始まってから今年で23回目の開催です。祭会場は小さな子供からお年寄りまで幅広い世代の人達でごった返していました。フライドポテトや唐揚げなどの食べ物から水風船やスーパーボールなどの玩具までいろいろ売ってあり、それらを買っては楽しそうに食べたり、遊んだりして祭を楽しんでいるなと感じました。祭の最後には参加自由型の踊りを踊って祭は閉幕しました。すると、祭の余韻に浸ることなく後片付けが始まりあっという間に終わりました。祭に初めて運営側として参加していろいろ大変でしたが、祭にいく側では感じることができない感情を持つことができた気がしました。今回のことは貴重な経験になって良かったです。

この他、平成24年度には「ありがとう折尾駅舎」感謝祭が行われ、96年間の折尾駅舎が解体され、新しい駅が2016年に完成するとのことで、この祭にボランティアとして参加し、折尾の商工会の人々と協力して祭りを盛り上げていった。

まとめ

このように、地域連携型教育を目指していくと、大学の周辺には地域の人々と多く交流できる機会が多くあり、祭などを主催する役所、町内会なども特に若者のボランティアを必要として、できるだけ参加してもらいたいと商工会などから連絡を受ける機会が多くなってきた。高齢化社会により、力仕事のみならず、活気のある若者が地域の行事に積極的に参加して、地域の活性化の役割も果たしてもらいたいという要望であろう。それで、学生を学園の周りの地域の人々と積極的に交流させ、いろいろな分野で知識を広めさせ、見聞を広くさせることも重要であると思うのだが、はじめは学生の側には質問をする勇気、相手のしたいことを先に読む能力など積極性に欠ける姿勢も見られたが、このような行事にまずは参加させ、体験させ、地域にはどのような課題があり、それをどのように皆が解決しているかを考えさせ、また教員側でも学生に課題を解決させるような場を多く作り出すことも大事であろう。

Received date 2013年7月23日

参考文献

1．山形大学エリアキャンパスもがみ編、「平成21年度フィールドワーク－共生の森もがみ、授業記録」、2010
2．山形大学エリアキャンパスもがみ編、「エリアキャンパスもがみ研究年報2009」、2010
3．小田隆治編、「学生主体型授業の冒険」、ナカニシヤ出版、2010
4．大学コンソーシアム京都編、「第16回FDフォーラム2010年度報告集－組織的FDの取り組み」、2011

九共大紀要
第4巻　第1号
2013年 9 月

[各種報告]

ＸＸＸⅡ World Congress of Sports Medicine　参加報告

得居　雅人*

A participation report on ＸＸＸⅡ World Congress of Sports Medicine

Masato TOKUI*

１．はじめに

筆者は2012年9月27日～ 9月30日の4日間, イタリア, ローマ市郊外のRome Cavalieriホテルを会場に開催された, International Federation of Sports Medicine（FIMS）が主催するＸＸＸⅡ World Congress of Sports Medicine（FIMS World congress）にて発表の機会を得たので，その模様を報告する.

２．会議の概要

FIMS World congressは，隔年開催され今回で32回を数える歴史ある国際会議である．International Federation of Sports Medicineの名の通り，参加者は2,700名余り，筆者が発表したポスターセッションだけでも655演題の大規模な会議であった．3回の全体シンポジウムのテーマは，1. Physical activity, heart and health, 2. Molecular biology in sports medicine, 3. Lifestyle intervention for non-communicable diseases-the role of sport and exercise medicineと幅広く，分科会の各セッションにおいても，健康づくりから，競技パフォーマンス向上，スポーツ傷害等々のスポーツ医科学全般に渡る広範囲なテーマが取り扱われた.

３．研究発表

発表に用いたポスターは，Fig.1に示した．Fig.2はシンポジウム，Fig.3はポスター会場の様子である．発表の概要を以下に記す.

１）タイトル

Effects of pedal load- and frequency-incremental exercises in oxygen uptake and muscle activities during cycling.（自転車運動におけるペダル負荷および速度漸増運動が酸素摂取量と筋活動に及ぼす効果）

２）目的

本研究の目的は，ペダル負荷および速度を漸増させた2種類の自転車運動時のパワー発揮に対する，酸素摂取量と大腿部の筋の電気的活動の反応を明らかにすることである.

３）方法

①　被験者

8名の男子大学生（21.0±0 歳，身長170.0±3.4 cm，体重66.8±6.4 kg）が自発的に実験に参加した.

②　実験

以下の通り，自転車エルゴメーターを用いた2種類の運動負荷試験を実施した.

・負荷漸増運動

（pedal load-incremental exercise；LI）

3分間の安静後，2分毎に0.5kpから3.0kpまで0.5kp毎に負荷を増加させた一定の速度（60rpm）の自転車運動を実施した.

・速度漸増運動

＊九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科

＊Department of Sports Science, Kyushu Kyoritsu University

（pedal frequency-incremental exercises；FI）

3分間の安静の後，2分毎に40，60，80，100，120rpmと速度が増加する5段階の一定負荷（0.5kp）の自転車運動を実施した．

③　測定項目

以下の項目を，負荷試験を通して測定した．

・酸素摂取量

（A-E 300S, Minato Medical Science, Japan）．

・大腿の5つの筋（外側広筋vastus lateralis; VL，内側広筋vastus medialis; VM，大腿直筋rectus femoris; RF，大腿二頭筋biceps femoris; BF，and semitendinosus; ST）の筋電図信号（EMG signal：MQ8, Marq Medical, Denmark）．

・ペダル回転数（rpm）算出のため，エルゴメーターの車輪に取り付けられたセンサーを用いた車輪の回転周波数（Hz）．

④　データ解析

以下の通り，データを算出した．

・酸素摂取量と筋電図の積分値は，運動負荷試験の各ステージにおける最後の30秒間の平均値を採用した．

・筋電図の積分値は，最大収縮時の値により標準化した（％iEMG）．

・総パワーは，ペダルに対して発揮される外的パワーと脚筋自身を回転させる内的パワー（Minetti et al. 2001）の合計とした．

4）結果

①　酸素摂取量

LIにおいて，ペダル負荷の増加に伴い酸素摂取量は直線的に増加した．FIでは，ペダル回転数の増加に伴い酸素摂取量は指数関数的に増加した．総パワーの変化に対する酸素摂取量の反応は，LIとFIの両テストにおいてほぼ同様な直線関係を示した．

②　筋の電気的活動

LIにおいて，ペダル負荷の増加に伴い％iEMG値は直線的に増加した．FIではペダル回転数の増加に伴い％iEMG値は指数関数的に増加した．単関節筋群（VL，VM）においては，％iEMG値は～50%の値を示したが，二関節筋群（RF，BF，ST）における％iEMG値は～10%程度であった．総パワーに対する％iEMG値は，両テストで同様な直線関係を示した．

5）結論

本研究結果は，エネルギー代謝率と大腿の筋活動は出力された総パワーに比例して増加することが明らかとなったが，出力された力，および筋収縮速度の増加パターンの違いがそれぞれの筋活動パターンの違いに影響することが示唆された．

4．おわりに

今回は，歴史あるFIMS World Congressに発表の機会を得た．これだけの学会にも関わらず日本人の参加は僅かであったように思う．押し寄せるグローバル化の波は避けようもなく，大学の国際化を推進するためにも我々が率先して世界に出て行かなければならないことを肝に銘じて研究に取り組みたい．

Received date 2013年7月9日

Effects of pedal load- and frequency-incremental exercises in oxygen uptake and muscle activities during cycling

Masato TOKUI[1)], Takashi MIGITA[2)], Kohji HIRAKOBA[3)]

[1)] Kyushu Kyoritsu Univ. (Japan), [2)] Kurume Univ. (Japan), [3)] Kyushu Institute of Technology (Japan)

Purpose

To investigate the responses of pulmonary oxygen uptake and electromyographic activities in thigh muscles to power output during cycling in two different incremental exercise stress tests: pedal load-incremental (LI) and frequency-incremental exercises (FI).

Methods

【Subjects】 Eight healthy male students (age 21.0±0 yr, height 170.0±3.4 cm, body mass 66.8±6.4 kg) voluntarily participated in this study.

【Experimental protocol】 Subjects were evaluated on a friction cycle ergometer in LI and FI stress tests on different days (Fig. 1. left panel). LI was started in 0.5 kp for 2 min, followed by increasing 0.5 kp in every 2 min until reaching in 3.0 kp, at a constant pedal frequency of 60 rpm throughout the exercise stress test (Fig. 2. left panel). FI consisted of five levels of pedal frequencies (40, 60, 80, 100 and 120 rpm), which was increased every 2 min, at a constant pedal load of 0.5 kp (Fig. 2. right panel).

【Measurements】 The following variables were measured throughout the stress tests.

・Pulmonary oxygen uptake ($\dot{V}O_2$) (A-E 300S, Minato Medical Science, Japan)

・Electromyogram (EMG) signals of 5 thigh muscles (vastus lateralis; VL, vastus medialis; VM, rectus femoris; RF, biceps femoris; BF, and semitendinosus; ST) (MQ8, Marq Medical, Denmark) (Fig. 1. upper panel).

・Flywheel frequency using a IC hall sensor attached to cycle ergometer in order to analyze pedal frequency (rpm).

【Data analysis】 The following data were calculated.

・$\dot{V}O_2$ and integrated EMG (iEMG) values were averaged last 30 seconds each stage.

・iEMG value was normalized by the value at maximal voluntary contraction (%iEMG).

・Total power (TP) was estimated as the sum of external power (EP) added to pedal and internal power (IP) exerted in exercising muscle itself (Minetti et al. 2001).

Results

① $\dot{V}O_2$ response

・LI → $\dot{V}O_2$ was raised linearly with increasing pedal load (Fig. 3).

・FI → $\dot{V}O_2$ was increased exponentially with increasing pedal frequency (Fig. 4).

・$\dot{V}O_2$ change to TP showed almost same linear relationship during LI and FI stress tests (Fig. 5).

② EMG activity

・LI → Normalized iEMG (%iEMG) was raised linearly with increasing pedal load (Fig. 6).

・FI →%iEMG was increased exponentially with increasing pedal frequency (Fig. 7).

・%iEMG in mono-articular (MA: VL and VM) and bi-articular muscle groups (BM: RF, BF and ST) showed different responses during LI and FI stress tests (Fig. 6, 7).

・Therefore, the relation between sum of %iEMG in MA, or BA muscle groups and total power was examined. The %iEMG values in MA muscle group were greater than in BA muscle group. The difference of %iEMG between MA and BA muscle groups in LI was larger than in FI. (Fig. 8).

・However, the sum of %iEMG of five muscles in both stress tests revealed an identical linear relationship as a function of TP (Fig. 9).

Conclusion

Present results suggested that difference in exerted force- and contraction speed-incremental pattern would affect each muscle activity pattern, despite the results that metabolic rate and total muscle activities in thigh muscles were raised in proportion to total muscle power output.

Acknowledgement

This study was partly supported by a Grant-in-Aid for Scientific Research from The Ministry of Education, Sports, Science and Technology in Japan (# 23570287 to K. Hirakoba).

Correspondence to:

Masato Tokui,Ph.D.
Department of Sports Science,
Kyushu Kyoritsu University
1-8 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku,
Kitakyushu-shi 808-8585 Japan
E-mail: tokui@kyukyo-u.ac.jp

LI: Load Incremental Exercise　FI: Frequency Incremental Exercise

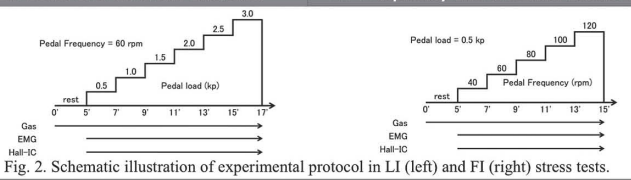

Fig. 2. Schematic illustration of experimental protocol in LI (left) and FI (right) stress tests.

Results ① $\dot{V}O_2$ response

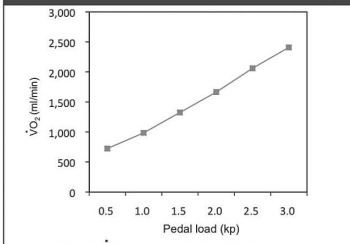

Fig. 3. $\dot{V}O_2$ response during LI stress test.

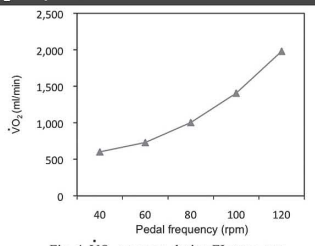

Fig. 4. $\dot{V}O_2$ response during FI stress test.

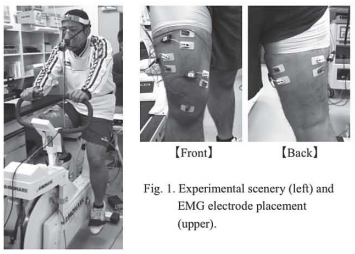

Fig. 1. Experimental scenery (left) and EMG electrode placement (upper).

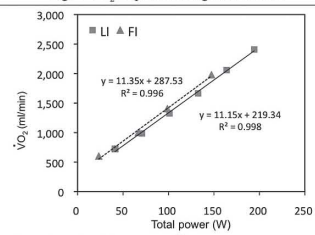

Fig. 5. Relationship between $\dot{V}O_2$ to total power output during LI and FI stress tests.

Results ② EMG activity

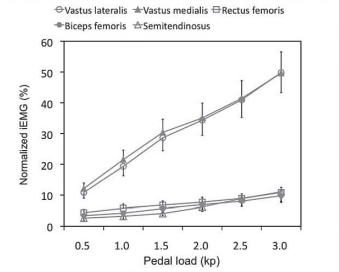

Fig. 6. Change of %iEMG during LI stress test.

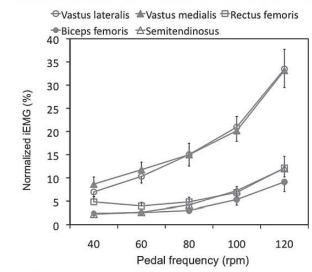

Fig. 7. Change of %iEMG during FI stress test.

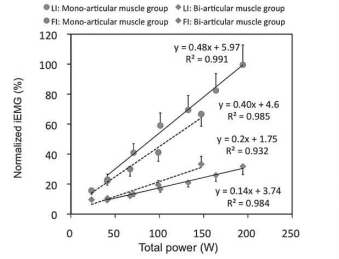

Fig. 8. Relationships between sum of %iEMG in mono-articular and bi-articular muscle groups and total power output during LI and FI.

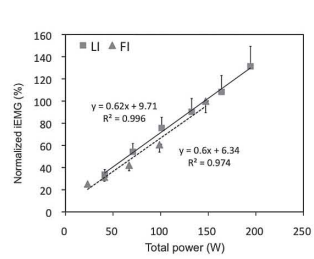

Fig. 9. Relationship between sum of %iEMG in five muscles measured and total power output during LI and FI.

Fig. 1.　Poster

Fig. 2. Symposium

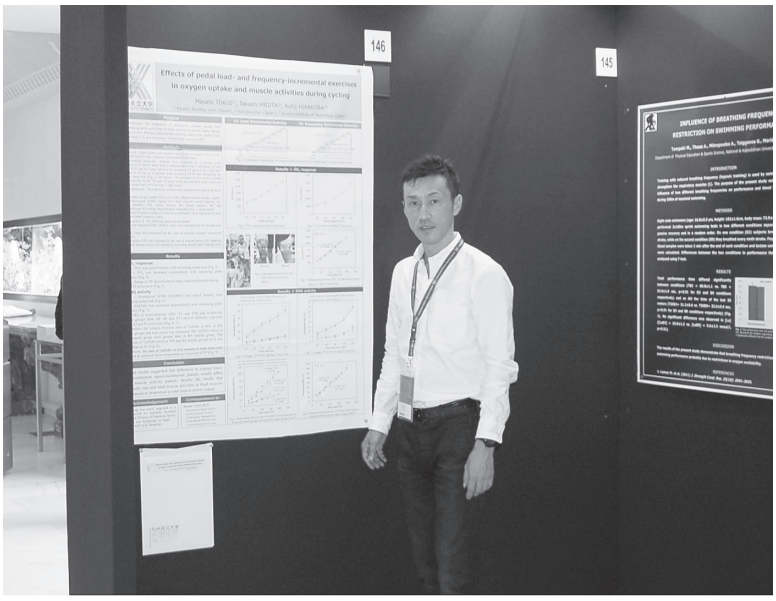

Fig. 3. Poster presentation area

九州共立大学研究紀要の投稿に関する申し合わせ

1　本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第３条の規定により紀要の投稿について定めるものである.

2　九州共立大学研究紀要は本学の研究活動の紹介を主な目的とする.

3　刊行回数は年２回とし，必要に応じて増刊できるものとする.

4　投稿者は本学の教職員及び教職員の紹介のあった者とする.

5　筆頭著者として投稿できる論文の数は，各号１本のみとする.

6　研究紀要に投稿できる論文は，総説，原著，実践的研究，資料，評論，各種報告，寄稿，書評及び紀要委員会（以下「本委員会」と略す.）が認めたものとする.

⑴　総説Review Paper
　各々の研究領域においてすでに出版された文献をまとめ，ある種の展望を示し，または体系的に整理したもの.

⑵　原著Original Paper
　独創性が高く，学術（科学）論文として完結しているもの.

⑶　実践的研究Practical Research
　症例研究，事例研究など実践現場に即した研究.

⑷　資料Research Paper
　国民の平均寿命や感染症の国別分布など資料そのものに価値のある研究.

⑸　評論Criticism
　他者の研究や活動について専門家の立場から意見を述べたもの.

⑹　各種報告Report
　特別教育研究費等による成果や海外研修・国内研修等の成果を報告したもの.

⑺　寄稿Contributed Paper
　本学の教育・研究の推進に寄与するため特に寄稿された論文.

⑻　書評Book Review
　刊行された書物の内容を批評・紹介したもの. 特に本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍.

⑼　その他
　前記８項目に分類されない論文で，本委員会において紀要掲載にふさわしいと判断されたもの.

7　論文の執筆は九州共立大学研究紀要論文執筆に関する申し合わせに従い，本委員会の定めた日時までに提出すること.

8　論文の著作権は執筆者に帰属するが，今後の機関リポジトリーの進展によっては，執筆者の同意のもとで大学ホームページ上に公開することがある.

9　原稿の提出は原則としてワードプロセッサーにより作成されたもので，プリントアウトされた原稿２部（執筆要領２参照）と電子媒体を図書館業務課に提出すること.

10　6⑴及び⑵に該当する論文の査読を希望する場合は，本申し合わせ第９項に定める原稿のほか，論文の種類，表題，表紙を含む論文の総ページ数，図及び表の枚数のみを記載した表紙を含む原稿２部を添えて提出すること.

11　別刷は５０部を無料贈呈するが，それ以上必要とする場合は実費を著者が負担する．また，刷り上がり８頁を超えるもの，特殊な印刷（写真等）を必要とするものも著者が実費を負担する.

12　投稿された論文が投稿に関する申し合わせ及び執筆に関する申し合わせを満たしているかを本委員会において審査する．投稿に関する申し合わせあるいは執筆に関する申し合わせに規定されている内容を満たしていない場合は，投稿された論文に対して書き直しを求めることがある.

13　この投稿に関する申し合わせに定めるものの他，投稿，編集及び刊行に関して必要な事項は本委員会

において決定する.

附則

１．この申し合わせは平成22年７月28日から施行する.
２．この申し合わせは平成23年4月1日から施行する.

九州共立大学研究紀要執筆に関する申し合わせ

1　本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第８条の規定により紀要の執筆要領について定めるものである.

2　原稿は縦置き横書きとするが，人文系論文においては特段の理由がある場合に限り縦書きを認める．その場合，本申し合わせ第３項に定める要領にこだわらず，当該分野に相応しい形式を用いる.

3　原稿の執筆については次の要領による.

⑴　原稿には表紙を付し，論文の種類，表題，著者名及び著者の所属先を和文と英文で，ランニングタイトルを本文の言語で，連絡先となる著者とその宛先，電話番号，ファックス番号及び電子メールアドレスを記載する．また，表紙を含む原稿の総枚数，図及び表の枚数を記載する.

⑵　原稿は図，表，写真及び抄録を含め，刷り上がり8頁以内を原則とし，次の書式に従うものとする.

ａ．原稿はA4版縦置き横書きとし，和文の場合は12ポイントの明朝体，全角で１行40字，１ページ30行，英文の場合は12ポイント程度の活字を用いてダブルスペースで作成する.

ｂ．和文原稿は，常用漢字，現代かなづかいを用い，句読点及びカッコは１字相当とする.

ｃ．日本語及び英語以外の言語を本文に用いる場合は，本学に著者以外にその言語のネイティブスピーカーがいる場合に限って認める．その場合，本項⑵ａ．に準じる.

ｄ．単位は原則として国際単位系を用いる.

⑶　総説と原著には要約（Abstract）とキーワードをつける．要約は本文が和文，英文，その他の外国語のいずれの場合も英文とし，２-⑵-aに従い200 ～ 500語で作成する．キーワードは英文で3～5語とする．またキーワードは要約の最後に段を変えて明記し，これらは表紙の次に独立ページとして配置する.

⑷　原著のうち自然科学論文の本文項目の順序は，原則的に緒言（はじめに），方法，結果，考察（謝辞，注釈），引用・参考文献の順とし，小項目に見出しを付ける場合は，1．2．…，1）2）…，⑴⑵…，①②…の順とする.

⑸　本文中で引用・参考文献に言及した場合，末尾の引用・参考文献に照合する番号をつける．また，著者名を表記する場合は３名以上の共著の場合，「ら」，「et al.」を用いて省略する.

（例）

・…に発現すると考えられている[5].

・…については１例が松本ら[12]により報告されているが…

⑹　図表は原則として英文で作成し，番号はFig. 1, Table 1と表記する．またすべての図表は原稿末尾に図，表の順にまとめ，原稿１枚につき図表１編のみとする．本文には挿入する箇所の欄外に朱書きで指定する.

⑺　原図はそのまま製版可能なものとする.

⑻　参考・引用文献は，本文中の引用順に番号（片カッコ）を付け，掲載順序は下記a.及びb.に従って記載する．巻数，発行年（西暦年），カッコ及び欧文は半角とする．欧文雑誌名は，正式な省略形がある場合のみ省略形を用いる.

ａ．雑誌から引用する場合

著者名（共著者はコンマ（,）で続け，全員を掲載）(西暦発行年)：論文表題．掲載雑誌名，巻数（号数を示す場合は巻数の後に（号数），始頁—終頁.

（例）

１）森本茂，加茂冬美(1990)：単一運動単位の活動電位にみられる電気緊張性電位成分．体力科学，39, 126—132.

２）Morimoto, S. & Kamo, M. (1990) : Appearance of electrotonic component in human motor unit potentials. Jpn. J. Phys. Fitness Sports Med., 39,126-132.

ｂ．単行本から引用する場合

引用頁の書き方は，１頁のみのときはp.（小文字のｐの後にピリオド），複数頁のときはpp.（小文字のppの後にピリオド），引用箇所が限定できないときの総ページ数をPp.（大文字のPと小文字のPの後にピリオド）として記載する.

① 著書

著者名（共著者はコンマ（,）で続け，３名以上の場合は他で略す）（西暦発行年）：書名．版数（必要な場合），発行所，発行地（欧文の場合），始頁—終頁．

（例）

1）山本敏行，他（2002）：新しい解剖生理学．改訂第10版，南江堂，p.141．

2）Rowell, L. B. (1993) : Human Cardio -vascular Control, Oxford University Press, New York, pp.86—87.

② 編集書・監修書

執筆者名（共著者はコンマ（,）で続け，３名以上の場合は他et al.で略す）（西暦発行年）：章名，編集者名（編），書名，版数（必要な場合），発行所，発行地（欧文の場合），始頁—終頁．

（例）

1）中澤公孝，政二慶(2006)：４.筋を活動させる神経機序，福永哲夫（編），筋の科学事典—構造・機能・運動—，朝倉書店，pp.165-166.

2）Segal, S. S. & Bearden, S. E. (2006): Chapter14 Organization and Control of Circulation to Skeltal Muscle, Tipton, C. M. (edt.), ACSM’s Advanced Exercise Physiology, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p.345.

③ 翻訳書

カタカナ著者名（共著者はコンマ（,）で続け，３名以上の場合は他で略す）（翻訳者名）（西暦発行年）：書名，版数（必要な場合），発行所，始頁—終頁．（原著者名（発行年）：原書名，発行所，発行地）．

（例）

1）ギャロウ，J. S.，他（細谷憲政監修代表）(2004): ヒューマン・ニュートリション—基礎・食事・臨床—，第10版，医歯薬出版，pp.173-174. (Garrow, J. S. et al. (2000) : Human Nutrition and Dietetics, Churchill Livingstone, Edinburgh).

⑽ 原稿と電子媒体は，Ａ４版の封筒に入れ，封筒の表に原稿の種類，表題，著者名，連絡責任者，原稿の総枚数，図の枚数，表の枚数，別刷りの希望枚数を記入する（英文原稿の場合は表題のみ英語表記で他は日本語，日本語原稿の場合はすべて日本語で記載する）．

⑾ 初校と2校の校正は，執筆者によって行なわれ，編集委員会の指定した期日内に終えなければならない．３校の校正は編集委員会が行なう．校正による大幅な原稿の修正は認めない．

附則

1．この申し合わせは平成22年７月28日から施行する．

2．この申し合わせは平成23年4月1日から施行する．

紀 要 委 員

委員長
森　川　壽　人

経済学部
仲　村　隆　文
水　戸　康　夫

スポーツ学部
八　板　昭　仁
山　下　龍一郎

共通教育センター
田　中　雄　二
ダニエル・ドローキス

業務課
岡　部　憲　宗

平成25年９月29日印刷
平成25年９月30日発行

発行者　**九　州　共　立　大　学**
〒807-8585
福岡県北九州市八幡西区自由ケ丘1-8

編集者　**九州共立大学紀要委員会**

印刷所　有限会社　秀文社印刷
〒804-0013
福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

ISSN 2186-0483

2013
Study Journal of Kyushu Kyoritsu University

No.4 Vol.1

CONTENTS

Original Paper

Katsuya FURUICHI, Nazario BUSTOS
ON THE NEW ROLES AND FUNCTIONS OF SOCIAL EDUCATION INSTITUTIONS : Centered on a discussion of the New Fundamental Law of Education ····· (1)

Tomohiro FUJIWARA, Chiharu TOMINAGA, Kyoko OSHIMI
Analysis of current conditions, approaches, and issues surrounding academic leaves of absence and academic withdrawal at the university ····· (11)

Yasuo MITO, Masafumi SHIMMOTO, Yuji YASHIMA, Soonjin KWON
Choice problem on the level of impatience and the self-learning term ····· (19)

Dongmei ZHANG
Preparation for Practical Japanese Teaching in Shanghai Industry & Commerce Foreign Languages College
—Based on Collective Teaching Preparation— ····· (31)

Practical Research

Yasuo ARIMURA
Educational Program for Community-based Cooperation (2) ····· (37)

Report

Masato TOKUI
A participation report on XXXII World Congress of Sports Medicine ····· (45)

九州共立大学
KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY